

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
1	要項 p10-11…関連ページ p. 3, 9, 13	<p>(意見) 淡路島の貴公園のすばらしい環境やイベントに接しており、益々の発展を期待しております。次年度からは神戸地区も含めての経営の業務委託ということで、スムーズな運営と新しいアイデアでより良い公園運営が図られることを願っております。入札実施要領(案)で一つだけ危惧していることがあります。「達成すべき質」の【入場者数】についてです。特に神戸地区はこれからですが初年度の192,000人は妥当な数値でしょうか。受託者の努力を超えて無理な数値であれば経営意欲をそぐことになるのではと思いますが如何でしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 1. 淡路地区のH13～27/3末までの入場者475万人(P.3記載)平均すれば3～3.5万人/年です。淡路地区は経営努力で年々入場者を増やしてこられているようですが、神戸地区は最初から多くの期待はできないのではないのでしょうか。 2. 神戸地区の公園までのアクセスは出来上がるのでしょうか。 3. 淡路の花と緑のコンセプトに比べると里山の体験学習は地味であり、地道にリピーターを増やしていく期間が必要。 4. 里山体験メニューについて企画できるだけの土壌管理や安全対策が出来上がっているのでしょうか。利用する側としては現状には不安があるように見受けられます。</p>	ご意見を踏まえ、目標入園者数の目標の設定について再度検証を行います。
2	別紙 p107-124	<p>(意見) 植物管理の芝生管理から草花管理までの範囲で各施工・工種に雑工及び巡回工の名称で記載されている下記の施工方法で適用している(作業員)名称の記載があるものと記載がないものがあるがどのような違いがあるのでしょうか。 ①芝生管理は、芝生雑工(普通作業員)と芝生雑工(軽作業員) ②中低木管理は、中低木雑工と中低木巡回工(造園工)、中低木巡回工(普通作業員・軽作業員) ③高木管理は、高木雑工と高木巡回工(造園工)、高木巡回工(普通作業員) ④林地管理は、林地雑工と林地巡回工(普通作業員) ⑤花壇管理は、花壇巡回工(普通作業員)と花壇巡回工(軽作業員) ⑥草花管理は、1.草花雑工と2.草花巡回工(巡回作業及び雑作業)、3.草花巡回工4.草花巡回工</p> <p>(意見に対する理由) 本業務の植物管理において、公園の植物を常に適正な状態に管理するための雑作業(雑工)および巡回作業(巡回工)は、施工規模や既成の工種に馴染まない作業、臨機の処置、繰り返し行う継続的な作業等を行うことで、公園の修景を維持するためにも必要不可欠な作業と考えている。 そのため対象となる作業に適切な職種の作業員を充てる又は、複数の作業員を編成して対応する必要があると考えます。</p>	植物管理において、造園の専門技術が必要なものから単純作業まで、様々な内容が想定され、それぞれの目的や必要な技術力に応じた作業員名称を記載しています。
3	別紙 p107-124	<p>(意見) 芝生管理・高木管理・花壇管理・草花管理の雑工及び巡回工は、すべて「業務責任者の判断する管理作業を行う。」としているが、中低木管理の巡回工と林地管理の巡回工については、「その他調査職員等の指示による管理作業を行う。」と記載されているがどのような違いがあるのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 中低木管理と林地管理の巡回工のみに「その他調査職員等の指示による管理作業を行う。」としているのは、管理内容に異なる作業が想定されると考えます。</p>	違いはないため、「その他調査職員等の指示による管理作業を行う。」を削除します。
4	別紙 p115-117	<p>(意見) 高木管理(淡路地区)の第25条 管理水準から第29条 高木雑工・高木巡回工までの記載範囲に芝生管理、中低木管理、林地管理、草花管理に適用している「防除工(病虫害防除)」の記載がないのはなぜでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 淡路地区の高木は、サクラ類をはじめとする花木が多くが害虫の発生や付随する病害(アブラムシ、カイガラムシによるスス病の発生)も想定されことから防除対策や害虫駆除を適正に行い、公園利用者への配慮と併せて健全な高木の育成を図る必要があると考えます。</p>	仕様の内容を精査します。
5	別紙 p113	<p>(意見) 剪定防除において焼却処分及び埋めるとありますが、神戸地区に焼却施設はありますか。</p> <p>(意見に対する理由) 地図内にみあたらないため。</p>	焼却施設はありません。
6	別紙 p125	<p>(意見) 神戸地区の草地管理において頻度高も低も年1回の機械除草と明記していますがよろしいのでしょうか。 (第34条の淡路地区の管理水準のようなものはありますか)</p> <p>(意見に対する理由) 適正な積算のため。</p>	頻度高、低のそれぞれの回数について、精査します。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
7	別紙 p125	(意見) 神戸地区の草地管理において頻度:低の工区において、景観を乱さないと考えられる箇所は集草は省略できますか。 (意見に対する理由) 適正な積算のため。		一部において可能と考えますが、各場所や発生する刈草の量にもよりますので、詳細については協議になると考えます。
8	別紙 p128	(意見) ため池管理においてかいぼり施工の際の汚泥等の処分方法を教えてください。 (意見に対する理由) 処分方法が不明。		基本的には園内にて処分することを想定しています。
9	別紙 p129	(意見) 第52条リサイクルにおいて使用機械・工法の指示を頂いたものに関して別途費用を見ていただけるのでしょうか。 (意見に対する理由) 適正な積算のため。		別途費用をみることはありません。国の指示により、事業者の見込んでいた工法等と異なる方法で行う場合は、予算の総額の範囲内で数量の調整を行うこととなります。
10	別紙 p127,128	(意見) 神戸地区 管理作業のうち、農作業(水田・畑)の歩掛はどのように考えたらよろしいでしょうか。 (意見に対する理由) 適正な積算のため。		公告時には見積参考資料を添付しますので、ご参照ください。
11	別紙 p127,129	(意見) 水田管理、畑管理において草刈・雑草管理で発生材は畔焼きを行ってもよろしいでしょうか。 (意見に対する理由) 適正な積算のため。		現在は事前に消防と調整して、里山活動の一環として野焼きを行っています。開園後については消防への確認が必要となります。
12	別紙 p127,129	(意見) 水田管理、畑管理において使用が想定されるトラクター、コンバイン、乾燥機などは貸与願えますか。 受託者で用意する場合、機械損料などの諸経費は何を参照すればよいでしょうか。 (意見に対する理由) 適正な積算のため。		別紙P241～244をご参照ください。
13	別紙 p127,234	(意見) 水田管理20,531㎡のうち、完全に機械施工が不可能と判断できる割合をお示ください。 (意見に対する理由) 適正な積算のため。		完全に機械施工が不可能な割合は、概ね1～2割です。
14	別紙 p234	(意見) 区分 6. 樹林 収益 21,663㎡ の位置、区分12. 畑 収益 9,103㎡ の位置の図示して下さい。 (意見に対する理由) 適正な積算のため。		図、資料の数値を精査します。
15	別紙 p134	(意見) 里山活動体験林 約18,000㎡、里地活動体験農地 約17,000㎡ について上記の区分 6,12に相当しますか。 また数量の違いについての考え方を教えてください。 (意見に対する理由) 適正な積算のため。		図、資料の数値を精査します。
16	別紙 p127,128	(意見) 水田、畑、ため池の管理について、積算基準書等参考資料があれば教えてください。 (意見に対する理由) 適正な積算のため。		公告時には見積参考資料を添付しますので、ご参照ください。
17	実施要項 p2	(意見) 神戸地区における入園料の徴収は4箇所のゲートで徴収する形となるのでしょうか。交通アクセス状況等から入園者の少ないと考えられるゲートにも人員を張り付けるのでしょうか。 (意見に対する理由) かなり入園者の少ないゲートもあると思われるが、徴収者を配置してもが他の業務と兼務することは難しく、無駄が多いと思われます。		入園料徴収は4箇所のゲートで徴収しますが、入園者の少ないゲートはスタッフ常駐の直近の施設とインターフォンでつないで、他の業務と兼務ができるようにする予定です。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
18	実施要項 p2	<p>(意見) 2月の第1月曜日とその翌日が休園日となっているのはなぜでしょうか。淡路地区だけの事情で決まっていますか。施設の点検等で必要な休園日であれば、神戸地区のほうは、隣接するしあわせの村との施設の保守点検の調整がでてくるのではないかと思います。</p> <p>(意見に対する理由) 神戸地区における休園が必要な事情があれば、その理由等を明らかにしていただきたい。しあわせの村と共用する施設があるのであればその記載もしていただきたい。</p>	2月の休園日は施設点検のために設けているものです。一つの公園であり、休園日は淡路地区と同じ日となります。しあわせの村の施設との調整が必要であれば、個別に調整となります。
19	実施要項 p3	<p>(意見) 入園料について、両地区を同日中に利用する場合は、一方の地区の入園料を徴収しないということですが、同日中に両地区を利用するのは時間もなく、難しいのではないのでしょうか。有効期間を延ばす等の対応が必要だと思います。</p> <p>(意見に対する理由) 11月から2月は最も開園時間が短く7時間しかありません。里山体験に2時間かかるとすれば、残りの5時間で、両地区間の移動・散策は厳しいと考えられます。特に公共の交通機関を利用した場合は時間的余裕がないと思われます。</p>	一つの公園であり、同日中の利用について1日分の料金徴収となります。
20	実施要項 p4	<p>(意見) 「収益施設」と「自主事業」の定義が分かりにくいので詳細を説明していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) どちらも料金を納めて独立採算により、飲食・物販施設等を運営することで同じものではないのでしょうか。</p>	収益施設は常設の売店や駐車場等の公園施設のことであり、自主事業は臨時のテント等で行う飲食・物販施設の運営や持込みイベント等の企画、実施をいいます。
21	実施要項 p5	<p>(意見) 円滑な維持管理のために施設保全、庁舎清掃、庁舎警備など、近畿地方整備局が別途行う業務の範囲、頻度、請負者連絡先を提示していただきたい。また、それらの業務と委託費により行われる清掃・施設保全との区分はどのようになるのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) きめ細かい連絡調整が必要と考えるため、是非情報を開示してほしい。</p>	添付資料に庁舎管理業務の実績が分かるようにします。
22	実施要項 p7	<p>(意見) 近畿地方整備局が別途行う整備・修繕工事等の業務に関して、期間中に予定されている内容があれば、差支えない範囲で提示していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務における運営計画に反映したい。</p>	淡路地区については長寿命化計画を策定しており、閲覧資料とします。
23	実施要項 p9	<p>(意見) 「包括的な質の設定」の意味は、目標ということでしょうか。また、達成しなければならないものなのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 言葉の意味がわかりにくく、どのような数字なのか判断しかねます。具体的に教えていただけますでしょうか。</p>	本業務を実施する事業者者に要求する対象公共サービスの達成目標として定めるものです。なお、包括的な質が未達成である場合、業務評価において、運営状況の評価の一つの要素となることが考えられます。
24	実施要項 p10	<p>(意見) 達成すべき質の意味を記載してください。</p> <p>(意見に対する理由) 根拠がわからないものが多く、現実的に達成が難しいと考えられます。協議して数値の見直しなどをしていただきたいと思います。達成できない場合はどうなるのかわかりませんので、提示していただきたい。</p>	本業務の実施にあたって達成すべき目標を示しているものです。なお、発注後に協議により達成すべき質の数値を見直すことはありません。
25	実施要項 p10	<p>(意見) 神戸地区における目標入園者数が高すぎるため、見直しが必要であると思います。</p> <p>(意見に対する理由) 何を根拠に設定されたのか、実現可能性のある数字なのか不明であり、達成できるとは到底思えない数字です。どのようなアクセスで来園するのかも定かでない。それぞれのアクセスの分担率が現実的なものになるのか疑問である。要項p37の評価項目としても項目が挙がっているのでぜひ数字を見直ししていただきたい。</p>	ご意見を踏まえ、目標入園者数の目標の設定について再度検証を行います。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
26	実施要項 p10	(意見) 年間利用者数27.4万人とあるが、日最大ピークは何人くらいを想定しているのでしょうか。 またその算出根拠があれば明らかにしてください。 (意見に対する理由) 最大ピーク時の対応を想定した人員配置が不可欠であるため。	ご意見を踏まえ、目標入園者数の目標の設定について再度検証を行い、根拠について追記します。
27	実施要項 p10	(意見) 公園利用者数について、2年目を以降年間27.4万人の算出根拠をお示しいただきたい。 電動トラムカーの輸送能力や駐車場台数から問題ない数字となっているのでしょうか。 園内で活動するボランティアは利用者数にカウントしてよいでしょうか。 (意見に対する理由) 乗車定員も少なく時速10km/hのトラムカーで運搬できる人員は限られると思われます。 数値の見直しなどをしていただきたいと思います。	ご意見を踏まえ、目標入園者数の目標の設定について再度検証を行い、根拠について追記します。 なお、ボランティアは利用者数にカウントします。
28	実施要項 p10	(意見) 利用プログラム参加人数について、年間開催回数20回、延べ参加人数4,579人より概ね1回あたり228.9人と算出できますが、その根拠をお示しいただきたい。 (意見に対する理由) 神戸地区における過去の実績を根拠にしているのであれば、入園料が発生してからの数字根拠にするのは無理がないか、数値の見直しなどをしていただきたいと思います。	ご意見を踏まえ、利用プログラムの参加人数の設定について再度検証を行い、根拠について追記します。
29	実施要項 p10	(意見) 神戸地区のプログラムの開催回数について、1年目から必ず年間20回すべきですか。 また、そのために必要な作物は十分に準備していただけてよろしいでしょうか。 (意見に対する理由) 受託者が4月から管理を開始し、6月の開園時にプログラムを実施するには、作物が必要となりますので前年度からの十分な準備をお願いしたい。	開園前年度にあたる平成27年度から、開園準備として作物の植付けや管理を国営明石海峡公園事務所において行っていきます。契約後、業務準備期間に引継ぎの打合せを行い、平成28年4月から管理を引き継ぐこととなります。
30	実施要項 p10	(意見) 里山体験メニューや里山学習プログラム以外に、他のプログラムあればそれらもプログラムに加えるべきではないでしょうか。 (意見に対する理由) 目的が「多様な利用プログラムの提供」であれば、それに則した質であるべきだと考えます。	プログラムの定義や内容について、別添58に記載のとおりです。
31	実施要項 p10	(意見) マスコミによる報道件数、平成24～26年度の実績平均値から算定した年間429件+100件の根拠を教えてください。 (意見に対する理由) 地道な活動がメインでもあり、件数が過多ではないでしょうか。協議により、数値の見直しなどをしていただきたいと思います。	ご意見を踏まえ、マスコミ報道件数の目標の設定について再度検証を行い、根拠について追記します。
32	実施要項 p12	(意見) 個別業務の質の「最低水準」について別紙5、6、7、8のどの部分か教えてください。管理水準という項目ですか？(たとえば植物であれば別紙p103「目標とする管理水準」やp107表内の「管理水準(目標)」のことでしょうか？) 特に、神戸地区については試行錯誤しながら良いものにするという方針(別紙p14、33などに記載有り)のようですが、その場合の最低水準とはどのようなものなのですか。 (意見に対する理由) 最低水準という言葉で説明されている項目が見つかりません。最低水準を達成しなければ改善計画書を提出するなどの手続きが必要とのことで、明確に記載しておく必要があると思います。	ご指摘のとおり、別紙5.6.7.8で、「管理水準」として記載している項目です。
33	実施要項 p12.14	(意見) 個別業務の質の最低水準は提案により変更できるとありますが、変更した場合は履行の義務を負うという記載があります。その履行ができなかった場合はどのような対応になるのでしょうか。 (意見に対する理由) 記載がありません。義務を負うのであればできなかった場合の対応の記載が必要だと思います。	業務評定において、運営状況の評価の一つの要素となることが考えられます。 なお、最低水準の変更の提案は、改善提案(提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果(あるいはその両方)があるもの)に限られます。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
34	実施要項 p14	(意見) (2)の改善提案で変更を提案した場合はその数字で積算するのでしょうか。 (意見に対する理由) 原仕様書と改善提案それぞれの比較案を提示したうえで、決定後に協議して最終判断すべきでは。	ご意見のとおり、改善提案で変更を提案した数量があれば、その数量に基づき入札することとなります。
35	実施要項 p22	(意見) 開園後、国営明石公園公園事務所で実施した「国営明石公園公園管理・運営基本計画業務」受託者と契約関係を結びたいのですが可能でしょうか。また現在の受託者名は地方整備局の開札結果情報を参照すればよいのでしょうか。 (意見に対する理由) ボランティア団体との調整部門などで、是非現在の受託者と契約したいと考えています。	再委託又は下請負であれば可能です。 業務の受託者名は近畿地方整備局のホームページに掲載しています。
36	実施要項 p26	(意見) 配置予定者は申請時に特定できなくても業務開始の時点で必要な資格を有する者を配置できればよいのではないのでしょうか。 (意見に対する理由) 国営明石公園公園事務所で実施した前年度業務の受託者など特定の人を確保できない場合もある。人の質さえ確保できれば、十分と考えます。	参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行います。
37	実施要項 p37	(意見) 公園利用者の安全を確保する管理手法のところ、ハード面・ソフト面でのユニバーサルデザイン対応とありますが、施設整備などハード面のユニバーサルデザイン対応は基本的に国が行い、それを活かした管理運営を受託者が行うなどの役割分担が必要であると思います。 (意見に対する理由) 受託者が、公園の基盤整備等、元々の構造にかかわる部分についての責任を負う必要はないと考えます。	運営維持管理業務を行う上で、ハード面・ソフト面両方のユニバーサルデザイン対応を工夫して組み合わせる事が考えられます。 なお、国の工事による対応が必要な箇所があれば、個別に調整を行います。
38	実施要項 p38	(意見) 緊急時および非常時の対応のところ、繁忙期の混乱回避のための対応策に関する提案が評価項目となっているが、神戸地区においては平日と休日でゲートの場所もかわるため、利用者が混乱する要素があると考えられます。元々の条件変更を伴う提案は可能でしょうか。 (意見に対する理由) 元々の設定が混乱する設定となっているため、条件変更が可能でないならば、その解決の提案を出すことを評価項目に入れ受託者のみで対応するのではなく、委託者とともに解決を探る必要があると考えます。	ゲートの運用については確定事項ではありませんので、より混乱の少ない方法を提案することは可能です。
39	実施要項 p39	(意見) 予定価格は事前公表されると考えてよいでしょうか。 (意見に対する理由) 管理実績の無い神戸地区においては、特に予定価格の公表が無ければ適正な積算が不可能だと考えています。	予定価格の事前公表はありませんが、公告時には見積参考資料を添付するので、参考にしてください。
40	別紙 p3.4	(意見) 淡路地区ではゲート棟があるが、神戸地区にはゲート棟は設置されないのでしょうか。設置する際は委託者または受託者のどちらが設置するのでしょうか。 (意見に対する理由) 目標とされている年間27万人の利用者を受入れる場合、ゲート棟がなければ入場者の受付は不可能であると考えます。	料金徴収ブースを国が設置する予定ですので、箇所を別添資料に記載します。
41	別紙 p4	(意見) プロパン庫の管理者はどの業者になるのでしょうか。 (意見に対する理由) 管理者と連携・協力する必要があるため(プロパンガス事業者でしょうか)。	プロパン庫も事業者の管理となるので、記載を修正します。
42	別紙・別添 別紙p4、別添p2	(意見) 別紙4にある「木工棟(茅葺)」「木工棟(瓦葺)」は、別添2図における「大工棟」を指すのでしょうか。また別添2図にあるめだか池横のトイレは別紙4に含まれないのでしょうか。 (意見に対する理由) 委託範囲を明確にしていきたいと思えます。	別添P2、別紙4を修正します。
43	別紙 p6	(意見) 藍那口大型駐車場は開設時期が限定されると思うのですが、必須施設でよろしいでしょうか。 (意見に対する理由) 土日祝、繁忙期のみ利用だと思われるためです。	大型バス等はしあわせの村連絡口から園内にアクセスできず、藍那口を使うことになるので、平日であっても予約等があれば随時対応することが考えられるため、必須施設としています。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
44	別紙・別添 別紙p6、別添p120	(意見) 別添120にある「しあわせの村連絡駐車場」の位置を見ると、開園区域外であるが、この位置での臨時駐車場を収益施設と考えてよいのでしょうか。 また別添120にある「遊びの森駐車場」は別紙6に表記がありません。 「しあわせの村連絡駐車場」、「遊びの森」駐車場について再確認願いたいと思います。 (意見に対する理由) 記載がないため。	委託費を用いない収益施設等管理運営業務の一部であり、未開園区域の臨時駐車場も含めて検討することとなります。
45	別紙 p6	(意見) 収益施設(駐車場)の面積について再確認願いたい。 各駐車場の面積を台数で割ると、1台当たりの面積が16.5㎡～72.8㎡と大きく差があるが、面積・台数の数字に誤りは無いのでしょうか。 または駐車スペース、通路以外で面積に含まれている部分があるのでしょうか。 (意見に対する理由) 数字が異なるため。	資料の数値を精査します。
46	別紙 p6	(意見) 必須、臨時あわせて555台のうち、障害者用駐車場が3台というのは、移動円滑化法に基づく基準等に照らしても少なくないでしょうか。神戸地区において少なくとも良い根拠などがあればご提示いただきたい。 また、藍那口を臨時で開放した場合のために、藍那口側にも障害者スペースが必要と思われるが専用スペースはあるのでしょうか。 (意見に対する理由) 障害者用駐車場の台数について必要な台数が準備されていないのはおかしいと思います。	資料の数値を精査します。
47	別紙 p19	(意見) 里地里山体験プログラムの参加者は収穫の実費相当分として作業を行うということになっているが、どのような意味なのでしょう。 (意見に対する理由) 公園に入園料を支払って楽しみに来ているお客様に作業の対価として収穫物をもたらえるという考え方が違和感があります。	基本的に作業と収穫を組み合わせさせて体験してもらい、季節ごとの里山の営みを楽しみながら理解してもらうことが目的にありますが、収穫と作業のバランスの目安として、収穫のための実費相当程度の作業を行っていただいている、との説明が来園者にとっても分かりやすく伝わるのではないかと考えています。
48	別紙 p19	(意見) プログラム等について、園内でエコマネーでのやり取りを行うことは可能でしょうか？ (意見に対する理由) エコマネーで来園者がしたい体験やサービスを選ぶ方法を考えていることができるかどうか知りたいです。	対象のサービスによりですが、可能です。
49	別紙 p19	(意見) 耕作楽園地区管理手法計画資料、神戸地区管理手法計画資料の提示をお願いいたします。 (意見に対する理由) 提示がないため。	閲覧資料として準備をしますので、ご確認ください。
50	別紙 p33	(意見) 神戸地区の植物管理において、試行を重ね段階的に質の維持・向上を図ることについては、業務実施のための積算が困難な項目であると考えられます。この植物管理の方法としては、企画、試行、評価、検証を行う人材の配置、という考え方でよろしいですか。 (意見に対する理由) 頻度や数量が流動的なものに対しては人員配置で対応するしかないと思われるため。	神戸地区の植物管理業務については実績がなく、企画、試行、評価、検証を行うことは必要と考えますが、実際の植物管理作業に必要な材料費等も植物管理業務に含まれます。
51	別紙 p39	(意見) アイガモはどこに生息するのでしょうか。神戸地区の場合、アイガモ農法を考えているのですか。その場合、稲刈り後、アイガモはどのように扱うのでしょうか。アイガモは受託者の財産となるのでしょうか。毎年購入するのでしょうか。 (意見に対する理由) 他に記述は無く、どのような理由でアイガモを飼育するのか不明だったため。	アイガモは淡路地区にいるものを指しており、その旨を明記します。 このアイガモは以前から園内に定着しており、受託者の財産となりません。アイガモを公園の景観の要素として、公園利用者が写真撮影や鑑賞をすることができるよう、管理を行うものです。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
52	別紙 p40	(意見) 救急対応について。開園中は長屋門に常駐、と考えてよいか(別添63)、別添-p96に「初級救急技能講習」に関する記述が無いがよろしいでしょうか。 (意見に対する理由) 看護師と、神戸市の救急救命士上級コースの受講者との間には、かなりの知識技量の差があると思われるため。	別添P63で、救護室は里山交流館を想定しているので修正します。 別紙P40について記載を精査します。
53	別紙 p43	(意見) その他の協議・報告・調整等については、藍那口の開設に関する警察協議も含むのでしょうか。 (意見に対する理由) 3年前、藍那口の警察協議が整わず、開園が延期されたと聞いております。問題は解決したのでしょうか。	藍那口の開設に関する警察協議は国で行います。
54	別紙 p52	(意見) 来園車、作業車は20km/hで、電動トラムは10km/h、追い越し不可なので混乱しないでしょうか(別紙72、別紙75、別紙80) (意見に対する理由) 狭い園路で追い越し不可であれば、利用者の受け入れに限界が生じ、目標数値である年間27万人への対応はできないと思われます。	ご意見を踏まえ、各車両の速度制限に関して統一するよう修正します。
55	別紙 p53,54,74,171	(意見) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の個別仕様書として重要な別添p59の資料が添付されておりません。 (意見に対する理由) 神戸地区についての主要な記載があるものと思われます。	別添資料を追加します。
56	別紙 p53	(意見) 歩行者口も含め、4箇所の出入口で手売り要員を常時配置するという人員計画でよいでしょうか。また別添170におけるパスポートの発行(顔写真撮影やラミネーターなど)までは手売りでは無理であり、いずれかの施設への誘導が必要と思われます。 (意見に対する理由) 年間パスポートの発行には、ゲート棟などそれなりの施設・設備が必要で屋外のみでの対応は不可能であると考えます。	No. 17をご参照下さい。 また、パスポートの発行については、長屋門で行うことを想定しています。
57	別紙 p61	(意見) メニューやプログラムをボランティア団体と連携して行うこととなっているが、ボランティア自ら楽しむイベントとボランティアが不特定多数のお客さまを相手にしたイベントは異なります。特に神戸地区の市民団体の合意はえられているのでしょうか。 (意見に対する理由) 神戸地区の市民団体やボランティア団体は受託者の提供するメニュー等を自ら実施していくことに納得しているのか気になります。	現在、すでに園内で活動している市民団体に対しては、開園後は運営維持管理業務事業者の一元的な運営管理の中で、不特定多数のお客さまを対象にした活動となることを説明しています。 すでに理解は得られていると考えているが、事業者が決定してからしばらくは、国営明石海峡公園事務所も同席で調整を行う等、円滑な協力関係を築くことができるように国も関与していきます。
58	別紙 p71	(意見) 通常巡視(10)にイノシシの駆除が入っています。別添235貴重種一覧にニホンイノシシが含まれていますが、駆除してもよろしいのでしょうか。 (意見に対する理由) 別添235貴重種一覧にニホンイノシシが含まれているため。	別添235を精査します。
59	別紙 p71	(意見) 時間外巡視の頻度についての目安を示していただきたい。 (意見に対する理由) どの程度で行う想定にあるのかを知りたいです。	時間外巡視は、夏休み中、不法侵入者が懸念される期間に数回行うことが想定されますが、事業者が必要に応じて頻度を設定してください。
60	別紙 p71	(意見) イノシシ等公園利用者に危険性、不快感を与える動物の駆除をすることがありますが、駆除の方法については、有害鳥獣として猟友会と連携して対応するということがよろしいでしょうか。 (意見に対する理由) イノシシの駆除等も受託者が直営で実施するのか確認したい。	イノシシの駆除については基本的に国が別途実施することを考えているため、例示から削除します。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
61	別紙 p72,75,80	<p>(意見) 神戸地区の車関係の移動について 管理車両・管理自動2輪は20km/h、園内移動施設は10km/hとなっている。同じ道を通り、特に白川口から開園区域までの道は追い抜かず幅員がないと考えられるがどのように考えているのか教えていただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) それぞれの条件が現状と合わないため確認したい。</p>		ご意見を踏まえ、各車両の速度制限に関して統一するよう修正します。
62	別紙 p73	<p>(意見) 園内移動施設について、運行台数3～5は幅がありすぎると考えます。具体的な運行の考え方について教えていただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 運転手などの人件費の算出および人員の確保に関わるため。</p>		来園者が集中するピーク時間帯には5台必要、閑散期には3台で運行が可能と想定しています。
63	別紙 p73	<p>(意見) 白川口から開園区域までのルートは、淡路地区のように周りの景色がすばらしくトラムカーで見学しながら乗車して楽しめるようなルートではないと考えられるため、トラムではなく普通のバスでもよいのではないかと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 移動自体を楽しめるルートではないと考えられるため。</p>		電動トラムを想定しているのは、里地里山の環境保全に配慮するためであるので、ご意見を踏まえ、別紙P74を、環境への負荷が少ない動力方式とし、定員は特に定めないように修正します。
64	別紙 p73	<p>(意見) しあわせの村の主要部からの移動ルートの設定が必要であると思います。</p> <p>(意見に対する理由) 原則、白川口から入る国営公園においては、しあわせの村からの集客を狙うしかないと考えられ、そのためにはしあわせの村の主要部からの移動手段が必要であると思われる。</p>		しあわせの村と園内を結ぶバスルートについて、委託費でまかなうことはできませんが、収益事業として設定できます。
65	別紙 p73-	<p>(意見) 白川口にはしあわせの村の主要施設があるわけではないなかで、白川口と園内を結ぶだけのルートで、この電動トラムの輸送能力では来園者に対応が難しいと思われます。電動にこだわらず、また区間もしあわせの村のセンター付近からとしたほうがよいと思われるがどうでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 電動トラムカーの運行について、集客の面で現実的ではないと考えられます。</p>		しあわせの村と園内を結ぶバスルートについて、委託費でまかなうことはできませんが、収益事業として設定できます。
66	別紙 p74	<p>(意見) 運行対象施設は受託者がリース等で確保するとありますが、できなかった場合はどうしたらよいですか。受託者にリース会社を紹介いただけますか。</p> <p>(意見に対する理由) そのようなことができる業者は限られており、年数も3年10ヶ月と短いので、確保できるかどうかについて不安があります。</p>		ご意見を踏まえ、別紙P74を、環境への負荷が少ない動力方式とし、定員は特に定めないように修正し、条件を緩和します。
67	別紙 p77	<p>(意見) トラムカーに所持して乗車できない「手回り品」とはどのようなものでしょうか。手回り品は別途配送サービスをするのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) ペットの入園に関する記述ではトラムカーにペットを乗せないとなっており、この「手回り品」とはペットのことを指すのでしょうか。</p>		ご意見を踏まえ、手回り品の記述を削除します。
68	別紙 p77	<p>(意見) 園内移動施設に手回り品を所持して乗車できないとなっていますが、収穫体験に使用した長靴や収穫物については持って乗ることができないということでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 長靴等全て受託者側で準備し、収穫物もコンパクトなものにする必要があるのでしょうか。</p>		ご意見を踏まえ、手回り品の記述を削除します。
69	別紙 p82	<p>(意見) 木造建築の管理に助言を求める「専門家」にはどのような資格が必要でしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) どのような経歴・資格をもつ者が「専門家」と認めていただけるのでしょうか。</p>		経歴や資格の具体的な条件等はありません。木造建築に関する専門的な知見を有し、実質的な助言をいただける方を想定しています。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
70	別紙 p82	(意見) 茅葺の専門家の助言を聞きながら管理することとなっていますが、その専門家の団体名等、差し障りなければ記載いただきたいと思ひます。 (意見に対する理由) 藍那の茅葺に詳しい団体で専属的に指導されておられる方がおられるのであれば参考にさせていただきたいと思ひます。	競争性・公平性を阻害する恐れがあるので、具体の団体名等を示すことはできません。
71	別紙 p85	(意見) 遊具の定期点検について、劣化診断は定期的に必要であると考えますが、規準診断については1度点検を行い改善がなされれば、規準が改訂とならない限り必要ないものであると思ひますが、規準診断をしなければなりませんか。 (意見に対する理由) 規準点検を毎年行う意味がないと思われまひます。	周りの樹木の成長により遊具の安全領域が阻害されていないかなど、定期的に確認の必要があると考えています。
72	別紙 p86	(意見) 神戸地区のローラー滑り台も毎日の点検が必要でしょうか。 (意見に対する理由) 淡路地区の複雑な遊具とは異なるため。	子どもの遊びに関する安全確保のため、必要と考えています。
73	別紙 p89	(意見) JPFA-S-2008ではなく2014ではないでしょうか？ (意見に対する理由)	誤りであり修正します。
74	別紙 p95	(意見) 当該公園の農業用水路に関し、公園管理者以外に水利権を持つ者がいればご提示いただきたい。 (意見に対する理由) 下流域にこの園内を水源とする耕作者があるかどうかの情報を確認したい。	神戸地区には水利権を持つ者はいません。
75	別紙 p99,128	(意見) ため池の浚渫と池のかいぼりは同じことを指しているのでしょうか。 また、浚渫やかいぼりについて、そこに住む生き物をどのようにするか提示していただきたい。 (意見に対する理由) 年1回全ての池を浚渫するのか1つ選んでかいぼりするのか使用している言葉が違うのでわかりません。 池に住む生き物で貴重なものもあり配慮が必要ではないのでしょうか。	同じことを指しています。年に一つの池を選んでかいぼりすることを想定しています。 生き物の扱いについては、国が行っている自然環境調査との連携も含め、池ごとに個別に対応方針を調整した上で実施します。
76	別紙 p100	(意見) 路面清掃車・高圧洗浄機は受託者で用意するのでしょうか。 高圧洗浄機は別紙242のケルヒヤーK4.00のことでしょうか またこの清掃頻度は淡路地区・神戸地区共通でしょうか。 (意見に対する理由) 路面清掃車は外注でしょうか。ケルヒヤーK4.00はごく狭い範囲でしか使用できないと思われまひます。	路面清掃について、記載を精査します。
77	別紙 p100	(意見) 里山公園において、園路上の落ち葉・枯れ枝までゴミに含める必要はないのではないのでしょうか。 (意見に対する理由) 里山における「ごみ」の定義を明らかにしておかないと、廃掃法に抵触するおそれがあるため。	ご意見を踏まえ、ごみの定義を明確化します。
78	別紙 p103	(意見) 年度途中で大規模な補植の必要性等が発生した場合で、その原因が事業者の責めによるものではない場合は、受託金額の変更をしていただけないのでしょうか。 (意見に対する理由) 事業者の責めによらない原因で、事前に明らかでなかった大量の補植等を受託金額の範囲内で行うことは難しいと思ひます。	受託金額の変更はありません。本業務は実費精算方式により、委託費の上限額と実際に支出した額のうち、少ない方の額で最終精算を行うものであり、年度途中の業務内容の変更にあたっては、他の業務項目との数量調整を行っていくこととなります。
79	別紙 p105	(意見) 神戸地区における「植物発生材」と「ごみ」との仕分けが不明。有効活用するための経費は委託料として計上されるのでしょうか。 (意見に対する理由) 里山における「植物発生材」と「ごみ」の定義を明らかにしておかないと、廃掃法に抵触するおそれがあるため。	植物発生材は園内で処理または有効活用することを基本としますが、ごみの定義を明確化します。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見			回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
80	別紙 p125	(意見) 「林地除草工」は31条だと思ひます。 (意見に対する理由)	誤りであり修正します。
81	別紙 p125	(意見) 草地の頻度高で人力除草がどの程度必要であるかがわからず積算できません。具体的な面積等の根拠を示していただきたい。 (意見に対する理由) 積算のためにはある程度の面積根拠が必要であると考えます。	別添P234をご参照ください。
82	別紙 p125	(意見) 草地の頻度高と低で、年に1回の草刈では草丈が非常に高くなるのが想定されますが、それでよいのでしょうか (意見に対する理由) 年に1回の草刈では、野草の鑑賞等も難しい程度の高さに草丈がなってしまうと思ひます。	頻度高、低のそれぞれの回数について、精査します。
83	別紙 p125	(意見) 芝の管理について、芝生広場利用のなかで鑑賞に値する野草が存在するとはどういった状態でしょうか (意見に対する理由) 芝生の広場として利用するのであれば年に2～3回の刈り込みでは少なく、観賞用の野草を混在させておくのであれば広場利用ができない草丈になる時期があると思ひます。	芝生をベースとした草地広場として、子どもの運動や休息に利用できる状態で、草丈の低い野草の混入がパッチ状にあってもよい状態と考えています。
84	別紙 p126	(意見) 樹林の頻度高について、55,604㎡全ての林床に年2回手が入ると考えてよろしいでしょうか。また除草と草刈の面積を教えていただきたいと思ひます。 (意見に対する理由) 現状の記載では積算できません。	神戸地区の植物管理については、里山の保全再生のため、実情に応じてきめ細かく実施することが必要であり、示している管理水準や管理内容等を踏まえ、実施していくことになると考えています。 公告時には見積参考資料を添付しますので、ご参照ください。 なお、本業務は委託上限額と実支出額の低い方の額で実費精算を行う業務であり、予算の範囲内で数量調整を行います。
85	別紙 p126	(意見) 樹林の頻度低について、94,073㎡全ての林床に年1回手を入れるのでしょうか (意見に対する理由) 現状の記載ではわかりません。	神戸地区の植物管理については、里山の保全再生のため、実情に応じてきめ細かく実施することが必要であり、示している管理水準や管理内容等を踏まえ、実施していくことになると考えています。
86	別紙 p126	(意見) 低木の管理について、淡路地区のBランクとありますが、全ての低木に1年に1回手が入ると考えればよいでしょうか。 施肥については過去の実績を参考にとありますので参考の数値を掲載していただきたい。 中低木雑工についても補植とはどの程度の木をどの程度想定されているのか記載をお願いします。 防除に関しては予防的散布は行わず、発生したものに対応するという考えでよろしいでしょうか。 (意見に対する理由) 現状の記載では積算できません。	神戸地区の植物管理については、里山の保全再生のため、実情に応じてきめ細かく実施することが必要であり、示している管理水準や管理内容等を踏まえ、実施していくことになると考えています。 公告時には見積参考資料を添付しますので、ご参照ください。 なお、本業務は委託上限額と実支出額の低い方の額で実費精算を行う業務であり、予算の範囲内で数量調整を行います。
87	別紙 p126	(意見) 高木の皆伐更新や間伐・伐採に関して、あらかじめ概ねの数量を提示いただきたい。 (意見に対する理由) これらの業務については、その範囲や頻度によって相当な経費がかかるため。	神戸地区の植物管理については、里山の保全再生のため、実情に応じてきめ細かく実施することが必要であり、示している管理水準や管理内容等を踏まえ、実施していくことになると考えています。 公告時には見積参考資料を添付しますので、ご参照ください。 なお、本業務は委託上限額と実支出額の低い方の額で実費精算を行う業務であり、予算の範囲内で数量調整を行います。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見			回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
88	別紙 p126	(意見) クズを手抜きするのは無理だと思うが、除草剤等の使用は可能でしょうか。 (意見に対する理由) ケイピンなど、クズ処理用の除草剤の使用も検討したいが、使用の可否についてお示しいただきたい。	今のところ、除草剤の使用は想定していません。
89	別紙 p127	(意見) 果樹の管理について、傾斜のある法面では利用者が剪定や草刈、施肥を行うことは安全上不可能であるため、収穫程度となると思われますが、その想定でよろしいでしょうか。 (意見に対する理由) 果樹に関する里山体験活動として剪定や草刈をメニューに入れることは想定していないと記載していただいたほうが良いと思います。	里地里山体験プログラムについては、安全についても十分配慮の上、企画・実施をしていただきたいので、安全が確保できないと考える場所についてはそのように判断してください。
90	別紙 p127	(意見) 花の管理について、神戸地区の花壇の植え替え頻度は年に何回程度と想定されているのか記載してほしい。 (意見に対する理由) どのレベルを想定されているのかわからないため積算できません。	植え替え回数を含む花修景の具体的な方法については、事業者の創意工夫に委ねています。金額については、公告時には見積参考資料を添付しますのでご参照ください。
91	別紙 p127	(意見) 別添p286のスケジュールに掲載されている水田面積の合計は4500㎡となっているが、別添p234の表には20,531㎡となっており、この面積の差は何になっているのでしょうか。 (意見に対する理由) 数字が大きく異なるため。	資料の数値を精査します。
92	別紙 p127	(意見) 「石積み等周辺環境の整備」の範囲が不明確。どのような管理を想定しているのでしょうか。 (意見に対する理由) 石積みをつくるのか、石積み付近の雑草などの処理をいうのかわかりません。	石積み付近の雑草などの処理であることが分かるように、「周辺の石積み等の美観の維持」と修正します。
93	別紙 p127	(意見) 農作業体験棚田マニュアルを提示いただきたい。 (意見に対する理由) 提示がないため。	閲覧資料として準備をしますので、ご確認ください。
94	別紙 p128	(意見) 別添p286のスケジュールに掲載されている畑面積の合計は約5000㎡となっているが、別添p234の表には12,269㎡となっており、この面積の差はどう解釈すればよいでしょうか。 (意見に対する理由) 数字が大きく異なるため。	資料の数値を精査します。
95	別紙 p128	(意見) 「侵入防止柵」等を設置する「危険なため池」は受託者が判断してよいのでしょうか。また景観と安全の両立は非常に困難と考えるが委託者の考えを示していただきたい。 (意見に対する理由) どのため池が危険なのかの判断および危険なため池への侵入防止柵の設置は、委託者である公園設置者が行うべきことであり、受託者はその施設を含めた管理を行うことなどの役割分担があると考えます。	ため池での事故を防止するための柵やサインについては国において設置します。本公園ではため池のほかにも、急傾斜の斜面や階段など、里地里山の元の地形をできるだけ生かした修景を行っているため、物理的な柵や手すりは最小限にとどめているとの注意喚起をパンフレットやサイン等で行っていくことを考えています。
96	別紙 p128	(意見) ため池の安全確保に関する責任分担を明確にいただきたい。 (意見に対する理由) 要項19ページにおいて、地整局と事業者との責任分担が示されています。ため池については、国賠法上の「公の営造物」と考えられます。景観と両立させながらの安全対策に関するソフト面は当然、事業者が行うが、ハード面の整備については、地整局の責任分担ではないでしょうか。	ため池での事故を防止するための柵やサインについては国において設置します。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見			回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
97	別紙 p134	(意見) 土日祝と繁忙期に藍那口開放については、警察協議が整ったと考えてよいのでしょうか。 (意見に対する理由) 3年前、藍那口の警察協議が整わず、開園が延期されたと聞きます。問題は解決したのでしょうか。	現在協議中です。
98	別紙 p134	(意見) 特別裁量施設を使用しない場合は管理も不要と考えてよろしいでしょうか。 (意見に対する理由) 特別裁量施設の実態がわからず、調査員と協議の上、決定するということから。	ご意見のとおりです。未開園区域であり、委託費を用いて管理を行う区域ではありません。
99	別紙 p134	(意見) 神戸地区の自販機については5台以上は設置できないということでしょうか。それとも提案により増設できるのでしょうか。 (意見に対する理由) 園内が広く、売店もないため、散策するために自販機を増やしたほうが利用者サービスの向上につながると感じます。	休憩所等とあわせて設置する場所を想定して5台としています。自販機のみを園路沿いや広場等に設置することは景観上望ましいと考えていませんが、台数については条件ではないので、増設する提案は可能です。
100	別紙 p142	(意見) 無料入園日(淡路市夏祭り)に関して、当日は神戸地区も無料と考えてよいでしょうか(別紙31では淡路市夏祭りの記述が無い。) また、地域のまつりを対象とするならば、神戸地区は神戸まつりの取り扱いはどうなるのでしょうか。 (意見に対する理由) 地域の祭日の取扱について明確にしていきたい。	一つの公園であり、無料入園日は両地区が無料となります。 神戸地区について、開園後の利用のされ方や地域からのご要望等も踏まえた上で検討をしていくことになると考えています。
101	別紙 p143	(意見) 駐車料金について、上限の範囲内で淡路地区と神戸地区で差を設けることは可能でしょうか。 (意見に対する理由) 神戸地区はアクセス上、車で来てもらうことが多い公園であるため、たとえば駐車料金を安くすることで来てもらいやすくするなどの取り組みが可能かどうかを知りたい。	神戸地区の駐車料金については、しあわせの村との運用によって決まることになると考えており、淡路地区と異なっても問題はありません。
102	別紙 p144	(意見) 臨時部分については、使用料は日割り計算と考えてよろしいでしょうか。 (意見に対する理由) 使用料の単位は月ごとだが、使用は日を限定する形になるため。	ご意見のとおり、日割り計算となります。
103	別紙 p145	(意見) 許可申請毎に納入すべき施設に関して、目安となる金額をご提示いただきたい。 (意見に対する理由) 算出の根拠資料として必要です。	金額を記載するよう修正します。
104	別紙 p147	(意見) 実施要領P.22で定める27年度業務受託者を再委託・下請けの予定者とした場合はどうすればよいでしょうか。 (意見に対する理由) ボランティア団体との調整部門などで、是非現在の受託者と契約したいと思えます。	再委託又は下請負であれば可能です。 業務の受託者名は近畿地方整備局のホームページに掲載しています。
105	別紙 p172	(意見) 別添-59「運営方式」の所在不明(別添-58までしか別添集の目次に無い) (意見に対する理由) 別添59は神戸地区の積算に重要な項目が多く含まれていると思われます。	別添資料を追加します。
106	別紙 p173	(意見) 駐車場管理機器はどこに設置されるのか。臨時駐車場にも設置されるのでしょうか。 (意見に対する理由) 記載がないため。	別添資料を追加します。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見			回答	
NO	要項案における該当箇所		ご意見	
107	別紙	p186	(意見) 繁忙期に臨時売店を出すことは、企画書の段階で記載しなくても、事業が始まってからニーズに合わせて協議することは可能でしょうか。 (意見に対する理由) 神戸地区は今の時点ではニーズが不明であるため。	可能です。
108	別紙	p188	(意見) 別添143、別添157では、ゲージ・リードの範囲で入園可としているが、収益施設やトラムカーには介助犬等以外のペット等の動物は、利用禁止という考え方でよいでしょうか(別紙199も) (意見に対する理由) 神戸地区のトラムカーの運行に関する記述のなかにはペットに関する記述が無いため。	神戸地区におけるペット入園の可否について、記載します。
109	別紙	p197	(意見) 体験学習施設の面積と別添234の収益の樹林地および畑の面積が異なります。 (意見に対する理由) 数字が大きく異なるため。	資料の数値を精査します。
110	別紙	p198	(意見) 67条3)に収穫物および薪等採取物の販売とあるが、このエリアで発生したものは販売してもよいのでしょうか。 (意見に対する理由) 国有財産や農地法との関係がわかりません。	この体験学習施設の管理は、民間事業者との連携による未利用地の早期効果発現、魅力的な公園整備の促進のために、未開園区域において試行的に実施する取り組みです。物販を含め、創意工夫を活かして管理運営を行っていただくことができます。
111	別紙	p239-244	(意見) 神戸地区における貸し出し用乳母車、車椅子の有無が不明です。 (意見に対する理由) 淡路地区にはあるが、神戸地区には無いように見えます。今後用意される予定があるのでしょうか、または神戸地区の園路条件では需要が無いとの考えなのでしょうか。	乳母車や車いすの貸し出しに関して記載します。
112	別紙	p239-244	(意見) 神戸地区における園内放送施設アンプ、監視カメラ親機の有無が不明です。 (意見に対する理由) 神戸地区管理棟に存在するものと推測されますが、その場所、スペック等が不明です。もし存在しない場合は、受託者で用意が必要なのでしょうか。	図、添付資料で分かるように記載します。
113	別紙	p241	(意見) 開園時の農業機械の使用についてどのように考えておられますか。 (意見に対する理由) 作業効率に影響するため。	農業機械の使用について条件はありません。
114	別紙	p241	(意見) 木工用の機械や草木染の備品など、体験プログラムに使える木工等の道具はどの程度そろっているのでしょうか。 (意見に対する理由) リストではわからないため。	提供物品一覧を精査して修正します。一覧にない物品については、事業者にて委託費を用いて用意することになります。
115	別紙	p243	(意見) トラクター等の農業機械類の馬力がわかるよう記載してください。 (意見に対する理由) 機械で作業する範囲の想定に利用したいと思います。	資料に追記します。
116	別紙	p262	(意見) 薪割り機や農薬噴霧機などのスペックや大きさについても記載してください。 (意見に対する理由) 機械で作業する範囲の想定に利用したいと思います。	資料に追記します。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
117	別紙 p402	(意見) 神戸地区で臨時売店等の実績があれば知りたいです。 (意見に対する理由) 参考資料として。	開園前の無料イベントで市民団体等による物品販売の実績はありますが、利用者ニーズが分かるような実績はとっていません。
118	別紙 p408	(意見) 複数配置する場合は特定しないという言葉の意味がわかりませんので、説明していただきたい。 (意見に対する理由) 言葉の意味がわかりません。	「マネジメント及び企画立案業務」「施設・設備維持管理業務」「植物管理業務」「収益施設等管理運営業務」のそれぞれの業務について、内容をさらに細分化して複数の責任者を置くような提案があった場合は、事業者として特定されず失格となるという意味です。
119	別紙 p412	(意見) 代替総括責任者の資格要件は、総括責任者と同じ条件でしょうか？ (意見に対する理由) 記載がないため。	同じです。実施要項P40に記載しています。
120	別紙 p426	(意見) 複数配置する場合は特定しないという言葉の意味がわかりません。 (意見に対する理由) 言葉の意味がわかりません。	「マネジメント及び企画立案業務」「施設・設備維持管理業務」「植物管理業務」「収益施設等管理運営業務」のそれぞれの業務について、内容をさらに細分化して複数の責任者を置くような提案があった場合は、事業者として特定されず失格となるという意味です。
121	別紙 p440	(意見) 神戸地区では、最低水準が明確に示されているとは思われないため、この書類を書くのは難しいと思います。 (意見に対する理由) 最低水準という言葉で説明されている項目がみつかりません。最低水準を達成しなければ改善計画書を提出するなどの手続きが必要とのことで、明確に記載しておく必要があると思います。	未開園の神戸地区については従来の実績がなく、数値にてサービスの質の水準を示している部分が淡路地区に比べて少ないため、本様式については淡路地区に関することが主になると考えられます。
122	別紙 p429-	(意見) 様式2-2-1及び2-2-5のみについて、両地区ごとの数値目標を記載する様式になっているが、他の様式は両地区の合計数を記載すればよいでしょうか。それとも対応する項目のある全ての様式において、両地区ごとの数値や考え方を記載すべきでしょうか。 (意見に対する理由) 各地区ごとに目標を定めるべき項目と、両地区合計で設定すべき項目を明らかにしていただきたいと思います。	情報受発信以外は、両地区ごとの目標数値が必要であるので、様式を修正します。
123	別紙 p444	(意見) 神戸地区のしあわせの村からの移動施設は収益施設との位置付けになるのでしょうか。 (意見に対する理由) 園外の移動施設が国営公園の収益施設となるのでしょうか。 無料として委託料の範囲とすべきではないでしょうか。	しあわせの村と園内を結ぶ移動施設については、自主事業の位置付けになると考えます。
124	別紙 p2	(意見) 白川口から園内へ入るルートのうち、対面交通となっている場所は2車線と考えてよろしいでしょうか。 (意見に対する理由) 対面交通で2車線でなければ危険であるため。	対面通行とする場所について、安全を確保できるよう整備を進めていきます。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見			回答	
NO	要項案における該当箇所		ご意見	
125	別添	p2	<p>(意見) 開園エリアの境界の明示についてはどのようにされるのか教えてください。 また、利用者が区域外に出てしまい事故にあった場合の責任の所在について の考え方を教えてください。</p> <p>(意見に対する理由) 安全管理上必要な情報であると思われます。</p>	基本的に園路の終点や広場の外周について、柵やサインで明示します。利用者が区域外に出て発生した事故で、管理瑕疵に問われるどうかは一概には言えないと考えますが、国として、危険性のある箇所には特に重点的に対応を行っておく必要があると考えています。
126	別添	p2	<p>(意見) 供用区域および特別裁量施設のエリアを除く区域外のエリアの資源は活用できますか。</p> <p>(意見に対する理由) 観察や収穫物等が利用できるのか、その際には使用料が必要なのか記載いただきたい。</p>	規模が大きくなれば別途調整が必要ですが、観察のために未供用区域をツアーで歩き、自然学習等の一環としてきのご等をとることは可能と考えます。その際、イベントのために占用物件を置いた場合はその面積分の使用料が必要です。なお、その未開園区域でのイベントに国も共催となった場合は、使用料は不要です。
127	別添	p2	<p>(意見) 森のゾーンの「遊びの森地区」には駐車場が無いのですが、利用者のアプローチ方法はトラムカーまたは徒歩だけでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 森のゾーンの通路は、歩車分離ができていないと思われませんが、安全確保が困難ではないでしょうか。</p>	ご意見のとおりトラムカーまたは徒歩だけです。
128	別添	p23	<p>(意見) 神戸地区事務所平面図の詳細が不明です。</p> <p>(意見に対する理由) 1階図面の左側が欠けており、また縮尺や寸法が入っていないので、詳細が不明となっています。</p>	建物全体が分かるように、図面を修正します。
129	別添	p27	<p>(意見) 両地区において個別判断でよいでしょうか。(一方の地区が閉園の場合に、もう一方の地区を開園してよいのでしょうか)</p> <p>(意見に対する理由) 警報の発令状況は両地区によって異なり、また津波警報など、神戸地区に影響の無いものもあるため。</p>	ご意見の通り、地区ごとの判断となると考えています。
130	別添	p59	<p>(意見) 内容が不明です。</p> <p>(意見に対する理由) 園内移動施設の運用、しあわせの村や阪高との費用分担がわかりません。</p>	別添資料を追加します。
131	別添	p63	<p>(意見) 開園時は常駐、と考えてよろしいでしょうか。また、スタッフ間の連絡のため、インカム等が不可欠と考えますが、起伏の多い園内の電波状況について教えてください。</p> <p>(意見に対する理由) 園内のスタッフ間連絡方法を想定するために必要な情報です。</p>	公園事務所でインカムを使用したことがあります。ほぼ全域で通信可能です。詳細については、事業者において確認してください。
132	別添	p123	<p>(意見) 市民団体に、事業者の行うべき仕事の一部を委託してもよいのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 利用者への案内などの業務を委託できる市民団体があれば可能性があるのかどうか知りたいです。</p>	業務の総合的企画等の主たる部分を除き、市民団体への再委託、下請けは可能です。
133	別添	p126	<p>(意見) 市民ボランティアの事務局を管理センターに置くことあるが、その事務局の構成(人員構成・組織構成)のイメージについて教えてください。</p> <p>(意見に対する理由) ボランティアとの円滑な連携に向けて、教えてください。</p>	人員構成や組織構成について、特段の定めはありません。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見			回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
134	別添 p131	(意見) 無報酬で保険加入は各個人負担ながら、保険手続きは会として行うということは、個人から金員徴収するというのでしょうか。 (意見に対する理由) 息の長いボランティア活動のためには、一定の経費支出もやむを得ないと考えます。	現行の淡路地区におけるボランティアと同じく、神戸地区においてもボランティア保険加入に係る費用は自己負担していただくことを考えています。
135	別添 p143	(意見) ペットは淡路地区も神戸地区も同伴可能でしょうか。 (意見に対する理由) 作物を作って何らかの作業を行っている公園である神戸地区にペットを入れるかどうかを教えてください。	神戸地区におけるペット入園の可否について、記載します。
136	別添 p158	(意見) 神戸地区において、都市再生機構の職員が「職員等」たるべきケースはありますか。 (意見に対する理由) 都市再生機構の職員との調整が発生するのであれば、その頻度や内容を把握しておきたいと思えます。	想定していません。P158の取扱要領自体、古い情報のもを掲載していたので、修正します。
137	別添 p221	(意見) 開園予定区域以外の「園路広場」の管理者は国事務所と考えてよいのでしょうか。またその部分への立ち入りはどのように考えればよいのでしょうか。 (意見に対する理由) 開園予定区域外に園路がありますが、そこに一般来園者が迷い込まない配慮はあるのでしょうか。 管理のために事業者が使用する場合、使用料は必要ですか。必要とすればその金額の設定も含めて示していただきたい。	未開園区域については、基本的に国が管理します。事業者が未開園区域に立ち入る場合は、事前に国営明石海峡公園事務所と調整をお願いします。 事業者が開園区域の管理のために使用する場合、ほとんどの場合使用料は不要となると考えますが、イベントのために占有物件を置いた場合はその面積分の使用料が必要です。なお、その未開園区域でのイベントに国も共催となった場合は、使用料は不要です。
138	別添 p222	(意見) 藍那歩行者口付近の4基のみでしょうか。 藍那歩行者口以外にはCCTVは無いのであれば圧倒的に数量が不足していると思われませんが、新たに設置したい場合はどのような手続きが必要ですか。また総合監視は管理事務所から行うのでしょうか。 (意見に対する理由) 台数が不足していると思われま。	第一期開園後も国においてCCTVが必要な箇所の追加整備を検討していきます。
139	別添 p222	(意見) 遊具広場や各出入口にカメラはないのでしょうか。 (意見に対する理由) 遊具広場は飛び地となっているため安全のためにはカメラが必要ではないかと思えます。出入口に関しても各出入口にカメラは必要であると思われま。	ご意見を踏まえ、今後追加整備を検討していきますが、第一期開園時は資料に示す箇所のみです。
140	別添 p222	(意見) スピーカーの位置を教えてください。 (意見に対する理由) 記載がないため。	ご意見を踏まえ、今後整備を検討していきますが、第一期開園時は資料に示す箇所のみです。
141	別添 p234	(意見) 遊具部分や白川口からの道部分についての植栽管理は必要ないのでしょうか。 (意見に対する理由) 記載がないため。	森のゾーンの園路周辺は未開園区域であり、国において植物管理を行います。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
142	別添 p239	(意見) 体験学習施設(特別裁量施設)の農地および林については、収益施設としての基盤は出来ていると考えてよろしいでしょうか。 (意見に対する理由) 収益施設としての位置づけであれば基盤はできているべきだと思います。	この体験学習施設の管理は、民間事業者との連携による未利用地の早期効果発現、魅力的な公園整備の促進のために、未開園区域において試行的に実施する取り組みです。収益も含め創意工夫を活かして、独立採算で整備、管理運営を行う区域です。
143	別添 p264	(意見) 公園管理組織図は参考資料と考えてよろしいでしょうか。 (意見に対する理由) 記載がないため。	参考資料として添付しています。このとおりの体制にする必要はありません。
144	別添 p282,283	(意見) 体験については、来客数と作業量、作物の出来によって回数等が変わってくると思われるが、不作により作物が足りない場合はどうしたらよいでしょうか。 (意見に対する理由) 農業は気候に大きく左右されるため不作になることも想定されるため。	その対応についても、事業者の創意工夫によると考えます。
145	実施要項・別添・別紙・全体	(意見) 主要園路の最大園路勾配はどれぐらいでしょうか。 (意見に対する理由) 里山公園ということで、園路勾配が緩やかなところばかりではないと思うが、主要園路で最大勾配はどの程度なのでしょうか。それによっては交通弱者へのバックアップ体制の検討が必要と思われる。	約16%です。
146	実施要項・別添・全体	(意見) 今回の内容を見させていただいたが、未確定な項目が多すぎるため、的確な積算は不可能であると考えます。数年程度、予算の範囲内で適当な団体に管理をさせ、そのデータをもとに競争入札にかけられるほうがふさわしいと思うがいかがでしょうか。 (意見に対する理由) 神戸地区の業務内容について、委託に出すには未確定な項目が多すぎると思われる。	公告時には見積参考資料を添付しますので、ご参照ください。
147	実施要項・別添・全体	(意見) 神戸地区に関しては、今の時点で不明な点も多く、実際に管理しだしてから出てくる問題も多くあると思います。課題が判明した時点で協議に応じていただけるのでしょうか。 (意見に対する理由) 今の時点で全て決めることは不可能であると思います。	神戸地区は初開園であり、管理方針も特徴ある内容となっているので、管理開始後、問題が出た場合は、業務計画を修正するための事業者との協議に応じます。
148	実施要項 p3(1)-2	(意見) 省エネ、省資源・・・で新しい技術を導入しつつとはどのような技術なのか具体的な新技術の内容、スケジュールがあれば記載してほしい (意見に対する理由) 省エネ、省資源、リサイクル等の取り組みは里山公園においても重要な課題であり、実現することにより、来園者、マスコミへのPRとなる実現可能なものより、計画、実現していくことを希望する。	神戸地区については、これまでも里山交流館に省エネ(パッシブシステム)を取り入れる等の工夫を行っています。
149	実施要項 p4(1)対象業務の構成	(意見) 自主事業の維持管理について、事業者の資格要件を提示してほしい。市民団体でも限定された範囲で提案すれば維持管理に参画できるのか。 (意見に対する理由) 神戸地区において、あいな里山らしい、おもてなしに取り組むこと可能であり当公園で長年活動してきた市民団体の経験の活用も考えてほしい。	自主事業を行うに当たって必要な資格要件はありません。市民団体と連携して事業者が自主事業を行うことはできます。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
150	別紙 49, 50 第24条神戸地区における市民活動団体の内容	(意見) イベントの内容だけ記載されているが、日常の活動 内容年間活動日数、人員また4大まつりにおける準備も含めた取り組み内容を記載してほしい。 (意見に対する理由) 本業務を入札するに当たり、市民団体の活動内容の情報がないと記載項目 に記入できなのではないか、考え方に温度差が出ることを懸念する。入札予定者が市民団体とのヒアリングをされることやぶさかではない。	神戸地区の市民団体の年間活動計画等について、資料に追加します。
151	別紙 18, 19(3)管理運営方針 里地里山体験プログラムは原則として「収穫」と「作業」を組み合わせたもの……	(意見) 言葉じりですが 体験作業が先ずあって収穫(お礼)があると思います この考え方に異論はありませんが 運営管理が非常に難しいと過去の経験から思います ガイドラインを明確にされてはいかかと思えます。 現在の市民団体の取り扱いはどのようになるのか。 (意見に対する理由) お年寄り、一部の身障者、幼児等作業できない来園者に対し収穫はできないのか 作業の程度によって収穫の量が変わるのか、また季節によっては収穫がほとんどない時期もあり、作業と収穫に不公平感が出ないか、懸念しています。対応策が必要ではないか。 またこの公園は何か作業をすれば何か物がもらえるとのイメージを与えかねない 当然レクリエーションで入園した来園者に対して作業を強いることはないと思っています。	過年度の里地里山体験プログラムに関する検討や試行状況については閲覧資料としますので、ご確認ください。現在の市民団体とは、引き続き良好な協力関係を築いていくことが必要と考えています。
152	別紙 p49	(意見) 第24条神戸地区における市民団体活動の内容 神戸地区においては、市民団体が開園前から公園の整備、イベントの実施等に参画している里山体験メニューや里山学習プログラムの実施に当たっては市民団体と連携・協力・・・ 市民団体の活動を有効に活用するためにも 十分な協議と連携が必要で協定書を結びボランティア活動主体性と責任をもって出来る部分もあったほうが、発展した継続性が出てと考えています。	事業者と市民団体の間で協定書を結んで連携を図ることは有効な方法と考えます。 これまで市民団体の意向をお聞きしていますが、国から許認可を得て責任を負いながら自由に活動するのではなく、運営維持管理事業者の全体計画のもとで活動を行うことを選択されています。事業者にとっても、豊富なノウハウや高い知見を有する市民団体の協力を得ながら、業務を実施できることになると考えています。
153	実施要項 p1	(意見) 「神戸地区は、平成28年6月に41.3haを、平成29年に3.9haを供用開始する予定」とあるが、記念式典や記念イベントを開催される予定はあるのか。その場合、受託者の役割として、どのような業務内容を想定されているのでしょうか。 (意見に対する理由) 一般的に公園開園時にはオープニングイベントが開催されることから、本公園も同様のイベントが必要であると考えています。その際、運営スタッフ、警備員などの人員配置や、イベント準備にかかる資機材など物品購入やレンタル費などの経費をどのように確保するのか委託者と事前に協議等が必要であると考えています。	神戸地区の開園式典は近畿地方整備局主催で実施し、開園記念イベントは地元自治体等関係機関との実行委員会にて企画していく予定です。事業者は本業務の契約後、実行委員会で検討、準備が進められた開園記念イベントの実施に向け、国営明石海峡公園事務所と協議・調整を行っていくこととなります。
154	実施要項 p10-11	(意見) 神戸地区の公園特性を生かした植物管理の達成すべき質に、『緑の量や花の演出に関する「満足」や「やや満足」の回答比率』とあるが、里地里山の環境である神戸地区は、緑は既に多く、花で満足していただくという目標は、「里地里山文化公園」という管理運営方針にそぐわないのではないのでしょうか。 『里地里山の演出に関する「満足」や「やや満足」の回答比率』とする方が、よいのではないのでしょうか。 (意見に対する理由) 達成すべき質として、利用者からの評価を適正に反映させるためであると考えています。	ご意見を踏まえ、「里山林や畑・田んぼなどの植物による里地里山の演出に関する「満足」や「やや満足」の回答比率」に修正します。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
155	実施要項 p10	<p>(意見) 神戸地区の平成28年度の、「多様な利用プログラムの提供」の達成すべき質に、年間開催回数:20回、延べ参加人数:4,579人以上とあるが、6月に開園する公園で、1回平均228.95人以上と、平成29年度以降の平均値と同じ値の数値目標を掲げるのは、無理があるのではないのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 具体的な根拠が示されていないため現実的な達成すべき質を委託者と協議したいと考えています。</p>	<p>第一期開園でマスコミ等の掲載も期待できる1年目は、話題性が落ち込む2年目よりも多くの利用があるとも考えられますが、いずれも実績がないため、平均としては同じ数値目標としています。</p>
156	実施要項 p12	<p>(意見) ※5に、利用プログラムは、里山学習プログラムと里山体験メニューから構成されるとあるが、達成すべき質の「年間開催回数」に、里山体験メニューの回数・延べ参加人数を含まないとも書かれている。利用プログラムは、里山学習プログラムに限定されるということでしょうか。その理由を教えてください。 利用プログラムに、里山体験メニューや、自主事業による継続性が見込まれる利用プログラムを含んでもよいのではないのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 主要事項に多様な利用プログラムの提案と「多様な」という表現がなされていることから、前記のプログラムを導入してもよいのではないかと考えています。</p>	<p>「里山体験メニュー」は年間を通じ、二十四節気にあわせて約二十四種類のプログラムを実施することとしており、回数としては事業者の創意工夫や増減の余地がないことから、「里山学習プログラム」の方の回数だけを設定している趣旨です。</p>
157	実施要項 p27 表8	<p>(意見) ① 総括責任者の資格要件について、「技術士」の資格を有する者とあるが、技術士だけではなく、「公園管理運営士」も要件に追加し、「技術士または公園管理運営士」してはどうかと考えています。</p> <p>(意見に対する理由) 公園管理運営士は、民間資格ではあるが、技術士に比べ、公園の管理運営を総合的にマネジメントする職能を持った人を認定する公園管理運営に特化した資格であるため。</p>	<p>技術士法に基づく技術士についてのみ、経験年数の要件を緩和することとしています。</p>
158	別紙 p15	<p>(意見) 「公園整備段階で関わった人々や利用プログラム等の外部インストラクター、環境面での専門家等を含めた技術力を広く応用できる管理運営体制を図る」と書かれているが、具体的にどのような人々のどのような技術を応用する必要があるのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 管理運営に向けたスタッフの配置やボランティア、市民活動団体との連携に向けて参考にする必要があります。</p>	<p>競争性・公平性を阻害する恐れがあるので、具体の団体名等を示すことはできません。</p>
159	別紙 p17	<p>(意見) 神戸地区の整備方針②に「里山雑木林を新技術を活用して保全し再生」とあるが、「新技術」とはどのようなものか。里山雑木林を保全し再生するために、どのような技術が、委託者に求められるのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 里山雑木林の保全に向けた適正な管理運営を行うために、委託者と共有しておく必要があると考えます。</p>	<p>例えば、伝統的な棚田景観を保全・再生するため、神戸地区では、補強盛土(ジオグリッド)工法を用いて、急勾配の畔などを整備しています。管理段階における、より里地里山らしい風景を保全・再生するための新たな技術は、事業者の提案によります。</p>
160	別紙 p19	<p>(意見) 「耕作楽園地区管理手法計画資料」と「神戸地区管理手法計画資料」を、公告の際には、提示していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 現在資料に記載されていないため、内容を事前に確認したいと考えています。</p>	<p>閲覧資料として準備をしますので、ご確認ください。</p>

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見			回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
161	別紙 p62-63	<p>(意見) 現在、市民団体が、野草の販売、飲食物の販売をしているが、開園後も園内で栽培された野草や野菜苗、野菜や果物など収穫物を用いた飲食物、園内の竹で作った竹細工などを販売し、市民団体等の活動資金にあててもよいでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 現在資料に記載されていないため、内容を事前に確認したいと考えています。</p>	<p>開園後は、市民団体が耕作している農作物や加工品も里山体験メニューの一環として用いられることが基本になり、クラフト作品等もイベントでの活用や展示等が基本となると考えられます。</p> <p>これまで市民団体の意向をお聞きしていますが、国から許認可を得て責任を負いながら自由に活動するのではなく、運営維持管理事業者の全体計画のもとで活動を行うことを選択されています。事業者にとっても、豊富なノウハウや高い知見を有する市民団体の協力を得ながら、業務を実施できることになると考えています。</p> <p>市民団体との具体の調整については、当面の間、引き続き国も事業者と一緒に実施していきます。</p>
162	別紙・別添 別紙p29 別添p281	<p>(意見) 別紙29頁、3. 市民団体の参画」に、「公園の機能増進、維持・運営を円滑に行うため」と書かれている他、別添281頁のプログラム運営に必要なスタッフ数として、「ボランティアスタッフでも可」と書かれているが、業務遂行責任がないボランティア活動をあてにした体制では、維持・運営体制として成立しないのではないのでしょうか。</p> <p>ボランティアをあてにしない維持・運営内容、達成すべき質の設定が必要ではないのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 現在資料に記載されていないため、内容を事前に確認したいと考えています。</p>	<p>業務の内容によっては、ボランティアスタッフが担当できるものも多いと考えています。</p>
163	別紙 p58	<p>(意見) 一年を通して里山体験メニュー「農耕作業と収穫」「セットメニュー」を提供するには、常時収穫物が必要となり、相当な人工が必要となるが、その人件費は積算されていますでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 人件費の積算に必要なためです。</p>	<p>農作業に必要な人工も踏まえ、見積参考資料を作成しますので、ご参照ください。</p>
164	別紙 p58	<p>(意見) 里山学習プログラムにおいて、より多様なプログラムを実施するため、受託者職員の案内のもと未開園エリアの自然観察や体験活動を行うことは可能でしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 未開園ゾーンの活用について提案する余地があるかどうか確認させていただきたい。</p>	<p>都市公園法第5条許可をしている区域以外の未開園区域は国が管理しているため、事業者が立ち入る場合は、事前に国営明石海峡公園事務所と調整した上で、可能となります。</p>
165	別紙 p61	<p>(意見) 第22条に、「連絡会議等の運営を支援する」とあるが、連絡会議等の主体は国なのか、ボランティア団体が自主的に行われるものなのか。支援の内容は、会議への出席や会場の提供の他に、どのようなことがあるのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 現在資料に記載されていないため、内容を事前に確認したいと考えています。</p>	<p>連絡会議はボランティア団体により自主的に行われることが基本と考えています。事業者の支援としては、ご指摘のもの他、園内全体の管理運営計画を踏まえた助言等が考えられます。</p>
166	別紙 p61	<p>(意見) 神戸地区においては開園前から市民団体が公園の整備・イベント参画していることだが、別添p121にあるような「ボランティア関係規定」等の参画ルールはすでにあり、開園後も適用できると考えてよいでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 神戸地区における市民団体の参画ルールについて把握するため。</p>	<p>神戸地区開園後の市民団体の参画については、まだルールは確定していないので、事業者が当地区の運営維持管理計画を一元的に行っていく中で、具体の調整を行います。</p> <p>なお、これまで整備段階から市民団体に協力いただいた経緯を踏まえ、当面の間、事業者と市民団体が円滑な協力体制を構築できるよう、国も協力、支援をしていきます。</p>

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
167	別紙 p105	<p>(意見) 希少種一覧が別添p235に掲載されているが、これが全てと考えて良いか。現地に行った際もっとあったように思ったが。また、これらの調査データ(生育場所、種)も提供されるのか。</p> <p>(意見に対する理由) 希少種の保全管理を行うためには、基礎的な調査データが必要と考えます。</p>	別添P235は、国営明石海峡公園事務所が実施した調査データが元になっています。業務の実施にあたっては、国が別途行う生息動植物の調査成果を共有しながら行うこととなります。
168	別紙 p127	<p>(意見) 果樹の管理水準に、石積み等周辺環境の整備を行うとあるが、周辺環境の整備は国が実施し、事業者がその維持管理を行うのではないのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 委託者と受託者の役割について明確にしたいと考えています。</p>	石積み付近の雑草などの処理であることが分かるように、「周辺の石積み等の美観の維持」と修正します。
169	別紙 p127	<p>(意見) 「各草花ができるだけ長期間、優れた開花状況を示すこと」とあるが、季節の移ろいがある里地里山の風景と長期間の花の開花は、相反するのではないのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 本来の里地里山の風景を創出するにあたって、委託者と共有しておく必要があると考えます。</p>	神戸地区において「花」の管理としているのは、別添P234に示すように花壇や花畑として整備をした限定的な区域のみであり、この区域についてはP127に示すような管理目標としています。
170	別紙 p127	<p>(意見) 雑草といわれる植物の中には、里地里山では野草として親しまれている植物もあると思われる。「雑草が混入していないこと」という目標像は、里地里山の風景に矛盾しないか。「繁茂を抑制すること」のみでよいのではないのか。</p> <p>(意見に対する理由) 里山雑木林の保全に向けた適正な管理運営を行うために、委託者と共有しておく必要があると考えます。</p>	No.169の回答のとおり、「花」の管理を行う区域は花壇や花畑であり、開花期間にあつては雑草の混入をできる限り抑制することを管理水準としています。
171	別紙 p127,128	<p>(意見) 水田、畑エリアの畦畔の除草が含まれていない。水田、畑を良好な状態で維持するためには、かなりの回数の刈り払いが必要ではないのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 除草の作業量を見るのと見ないのとでは積算が異なる。</p>	管理内容の欄に、畦畔の除草について追加します。
172	別紙 p127	<p>(意見) 「農作業体験棚田マニュアル」を、公告の際には、提示していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 現在資料に記載されていないため、内容を事前に確認したいと考えています。</p>	閲覧資料として準備をしますので、ご確認ください。
173	別紙 p197	<p>(意見) 特別裁量施設(里山体験学習施設)の「体験学習林」は荒廃した里山林を再生・保全・利用するとあるがどの程度荒廃しているのでしょうか。また、「体験学習農地」は、農地として使える基盤整備がなされているのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 収益施設として使用する際、別途整備費用が必要か否かを把握するため。</p>	現地調査をしていただくことができますので、事前に予約の上、現地をご確認ください。
174	別添 p2	<p>(意見) アクセスルートには、歩道が整備されているのでしょうか。(白川口ルート、藍那口ルートとも)</p> <p>(意見に対する理由) 歩行者と車両の動線が交錯するのは危険であるため。</p>	地形上、大規模な造成を避けるため、歩車道を分離していない区間もあります。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
175	別添 p281	<p>(意見) 作業量に応じた収穫物とあるが、どのように規定するのか。作業の種類による労力の違い、個人の身体能力による差など、どのように対応したらよいのか。例えば、幼児や障がい者が里山管理メニューに参加し、作業量が他の参加者より少なかった場合は、収穫物も少なくなるのでしょうか。作業量に応じて、お礼の収穫物の量を増減させる必要があるのでしょうか。また、里山体験メニューの利用者に、お礼を渡す必要があるのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 作業と収穫物をめぐって、利用者が納得する考え方を示す必要があり、また、利用者同士や、利用者と市民団体とのトラブル防止を避けるためです。</p>	<p>基本的な考え方を示したものであり、緻密な数値化を絶対に行うとの趣旨ではありません。具体的な運用に当たっては、時期ごと、作業を行う人ごとに、いつも全く同じとはなりません。作業と収穫のバランスは一定の考え方に基づき、ご意見の通り現実的な利用者の反応も加味して、実施することになると考えていただいて結構です。</p> <p>なお、試行的に行っているイベント時に、お持ち帰りのものだけを入力したがる方にも、里地里山における作業と収穫の趣旨を説明して、理解を得るようにしています。</p>
176	別添 p281	<p>(意見) 里山体験メニューが維持管理を手伝ったことになるのであれば、市民団体の活動は、維持管理だけでなく運営も手伝っていることとなり、市民団体も収穫物を貰って然るべきと考えられますが、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 作業と収穫物をめぐって、市民団体が納得する考え方を示す必要があり、また、利用者同士や、利用者と市民団体とのトラブル防止を避けるためです。</p>	<p>開園後は、市民団体が耕作している農作物や加工品も里山体験メニューの一環として用いられることが基本になり、クラフト作品等もイベントでの活用や展示等が基本となると考えられます。</p> <p>また、市民団体に対しては、開園後は、利用者をおもてなしする側になることを伝えてきています。開園前のイベント時にも、開園後を意識したスタッフ側として企画および当日の対応を行われており、一定の理解は得られていると考えています。</p>
177	別紙 p19	<p>(意見) 里地里山体験プログラムの参加者は「収穫」のための実費相当分を「作業」として負担するものとする、とありますが、園内での収穫物を販売したり、収穫物を活用したプログラムで料金を徴収するなどの運用を考えてはどうですか。また、収穫物が少なく、「作業」の負担としてお渡しできない場合は、他のもので代替することなども考えられないでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 収穫物の有効活用が必要だと考えるため。</p>	<p>国営公園の運営維持管理においては、予算上、委託費を用いて育てた収穫物を販売して収益を得たとしても、原則は国庫収入になり、そのまま本公園の運営費に充てることはできません。神戸地区では、実費相当分の作業を来園者が行いその分国費が使われていないことをもって、収穫物のお持ち帰りや加工品を賞味いただくことができるという仕組みにより、里地里山の魅力を伝える公園にしていこうとしているものです。</p>
178	別紙 p19	<p>(意見) プログラムの実施にあたっては、園内で活動する市民団体の協力を得る、とありますが、市民団体は引き続き活動を継続していただけるのかどうか不明瞭です。どの程度継続的に協力していただけるのかお示してください。</p> <p>(意見に対する理由) プログラムの実施にあたって、市民団体の協力が不可欠だと考えるため。</p>	<p>これまで市民団体の意向をお聞きしていますが、国から許可を得て責任を負いながら自由に活動するのではなく、運営維持管理事業者の全体計画のもとで活動を行うことを選択されています。事業者にとっても、豊富なノウハウや高い知見を有する市民団体の協力を得ながら、業務を実施できることになると考えています。</p> <p>市民団体との具体の調整については、当面の間、引き続き国も事業者と一緒に実施していきます。</p>
179	別紙 p62	<p>(意見) 平成25年度の市民団体の活動一覧がありますが、これらの参加費が有料かどうか、有料の場合は、参加費を示してください。また、参加費が有料の場合は、収益の用途等についても示して下さい。</p> <p>(意見に対する理由) 水準の高い魅力的な有料のプログラムが必要ではないかと考えるため。</p>	<p>主な活動について、参加費や収益の考え方を資料に追加します。</p>
180	別紙 p144	<p>(意見) 体験学習施設を収益施設として利用する場合、収益が見込めない場合は、使用料がかからないなどの措置をお願いします。</p> <p>(意見に対する理由) 体験学習施設で収益を確保することが難しいと考えられるため。</p>	<p>使用料については収益性も勘案して無理のない設定になっていると考えていますが、2年目以降、収支状況とそぐわなければ見直しを行うこととなります。</p>

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
181	別紙 p198	(意見) 体験学習施設の運営にあたる人件費は、委託費から支出していいことにしてください。 (意見に対する理由) 体験学習施設で収益を確保することが難しいと考えられるため。	未開園区域での取り組みであり、委託費を用いることはできません。
182	別紙 p214	(意見) 集客イベントが除外イベントかどうかがいつの時点で判断されるのか明示してください。 (意見に対する理由) イベント等で集客を促し、目標とする公園利用者数の確保につなげることが必要であると考えられるため。	事業者からの協議に応じて、可能な限り速やかに判断を行います。
183	別紙 p281	(意見) 示された里山体験メニュー、里山学習プログラムには1日当たり何人程度の参加者を想定しているのか、提示してください。 (意見に対する理由) 運営のボリュームを想定する必要があるため。	ご意見を踏まえ、利用プログラムの参加人数の設定について再度検証を行い、根拠について追記します。
184	実施要項 p10	(意見) 年間利用者数目標(H28年度 192,000人、H29・30年度 274,000人)の算出根拠をお示してください。 (意見に対する理由) アクセスルートや駐車場の運営状況から考えると年間27万人の集客は難しいように思います。 また、道路の混雑など周辺住民の生活に支障をきたすことなどが懸念されます。	ご意見を踏まえ、目標入園者数の目標の設定について再度検証を行い、根拠について追記します。
185	実施要項・別紙 実施要項p28 別紙p410	(意見) 2地区の管理を行う上で、両地区にかかわる業務を行う人員を置くことが可能か、その場合人件費の扱いに特段決まりがあるのかを明示してください。 (意見に対する理由) 一体的な管理を行う上で2地区に重複する業務については統合的に行い効率化を図る必要がありますが、2地区の予算項目が分かれている場合、兼務者の人件費の扱いをどうすべきなのかわかりません。	一人が両地区にかかわる業務を行うことは可能です。地区ごとの人件費の枠等は国においては定めません。
186	別紙 別紙19	(意見) 「耕作楽園地区管理手法計画資料」「神戸地区管理手法計画資料」を提示してください。 (意見に対する理由) 管理手法について確認したいので。	閲覧資料として準備をします。
187	別紙 p53	(意見) 神戸地区はしあわせの村連絡口、藍那口及び別途調査職員等が指示する場所において入園料等を徴収する、となっていますが、相談が辻歩行者口、藍那歩行者口、しあわせの森(仮称)接続口の扱いについても明示してください。 (意見に対する理由) スタッフの配置体制に関わるため、確認が必要です。	別添資料を追加します。
188	別紙 p58	(意見) 「農作業体験マニュアル」を提示してください。 (意見に対する理由) 農作業体験の方法について確認したいので。	閲覧資料として準備をします。
189	別紙 p74	(意見) 別添-59「神戸地区における駐車場、園内移動施設等の運営方式」の資料が見当たりませんが、ご提示ください。 (意見に対する理由) 駐車場や園内移動施設について確認したいので。	別添資料を追加します。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
190	別紙 p429	(意見) 様式2-2-1~2-2-12については、淡路地区、神戸地区の両地区で各企画提案2枚、項目数は5項目までということですが、様式のページ数を増やしてください。 (意見に対する理由) 記載できるページが少なく、十分に提案内容を表現できそうにないのです。	指定のページ数での企画提案の記載となります。
191	別紙 p441	(意見) 「1つの企画提案項目は1つの着目対象(〇〇対策、等)に限って設定すること。とありますが、1つの着目対象の範囲が曖昧です。 (意見に対する理由) 例えば、「四季を通じた花のイベント(年間4回)」等で1項目にしてもいいのか迷うところです。	全く内容の異なる、関連のない複数の要素を、1つの企画提案項目に入れ込まないとの趣旨です。
192	別添 p13-14	(意見) 淡路地区、神戸地区を一体的に管理する場合、各地区の管理費も一体的に考えてよいことになってください。 (意見に対する理由) 植物管理などで、資材の一括購入などを検討しているので経費処理上の注意点を確認したいのです。	両地区ごとの精算等を行わないので、一体的な予算管理となります。
193	実施要項 p27-28 3.3 配置予定者の業務実績等に関する要件(表8) ○同種業務の経験の欄の「ア」述べ2年以上の総括責任者の経験、イ)述べ3年以上の業務経験者の経験、エ)、述べ2年以上の業務責任者の経験、オ)、述べ3年以上の業務経験」 ○類似業務の経験の欄の「ア」述べ3年以上の総括責任者の経験、イ)述べ4年以上の業務経験者の経験、エ)、述べ3年以上の業務責任者の経験、オ)、述べ4年以上の業務経験」	(意見) ○公園管理運営士有資格者に対する経験年数の要件緩和 配置予定者の業務実績等に関する要件の設定において、公園管理運営士の有資格者に対して、同種業務及び類似業務の必要経験年数を1年間短縮できるようにしていただきたい。 (意見の理由) 「公園管理運営士」は都市公園の管理運営に関する一定水準の知識、技術、能力を持つ人材を認定する唯一の総合的な公園管理の資格制度で、認定資格制度としては確立されたものです。 現在、インフラメンテナンス分野における民間資格の積極的活用が求められており、地方公共団体における都市公園指定管理者業務の公募等では活用事例も増加しています。 国営公園の運営維持管理業務の民間競争入札業務においてkも是非とも積極的に活用していただきたい。	技術士法に基づく技術士についてのみ、経験年数の要件を緩和することとしています。
194	別紙・別添 別紙 p6,134,144 別添p239	(意見) 神戸地区の収益施設の駐車場について、来園者数の見込みが目標値まで届かないものと思われるのにもかかわらず、必須施設に位置づけられ、使用料を支払うこととなっています。収益事業であるにもかかわらず、使用料を支払うと赤字を計上する可能性が高いため、使用料の減額もしくは必須施設という位置づけを裁量施設にさせていただきたい。 (意見に対する理由) 収益のために行うべき事業が、使用料との差し引きで赤字になるような状況では、事業を継続できないと思います。	使用料については収益性も勘案して無理のない設定になっていると考えていますが、2年目以降、収支状況とそぐわなければ見直しを行うこととなります。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
195	実施要項 p3 1.1.3入園料	<p>(意見) 淡路地区及び神戸地区の両地区を同日中に利用する場合は、一方の地区の入園料は徴収しないとありますが、同日ではなく、一定期間は徴収しない、等の制度を設けていただけないでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 国営明石海峡公園は、明石海峡大橋等を介して淡路地区と神戸地区が結ばれているが、両地区の距離は約25kmある。両地区間を連絡する公共交通機関もない。また、両地区の規模や施設目的としても短時間のみで楽しむべき施設ではないことから、利用者が同日で両地区を訪れるのは難しいと考えられる。このため、どちらかの地区で購入した入園券の半券を持参すれば、1ヶ月間等の一定期間に限り他地区の公園にも無料で入園できる制度の導入が、利用者満足度の向上や入場者数の確保にも効果的だと考えるため。</p>	一つの公園の一日当たり料金として設定しているので原案のとおりとします。
196	実施要項 p10 1.3.1 サービスの質の設定	<p>(意見) 淡路地区及び神戸地区の両地区の有機的な交流を図るためにも、神戸淡路鳴門自動車道及び阪神高速の利用料の企画割引等の利用促進策を検討していただけないでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 国営明石海峡公園は、明石海峡大橋等を介して淡路地区と神戸地区が結ばれているが、交通手段は高速道路のみである。公園のコンセプトからも、両地区の緻密な連携のためにも高速道路の割引制度を導入することが有効だと考えられるため。</p>	ご意見として承ります。
197	別紙 p214,231	<p>(意見) 包括的な質の評価の中で、公園利用者数の計数方法について除外イベントを設ける必要はないのではないのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 本公園の魅力等のPRの結果、イベント利用がなされており、公園の幅広い利活用を促進し、地域の活性化や開催地である公園の知名度の向上にも繋がっており、包括的な質の向上にもなると考えられるため。</p>	除外イベントは、天候、受託者の関与のない持込イベントなど受託者の責によらない要因により、公園全体の入園者数に大きな影響を及ぼすイベントであり、受託者の公正な評価の観点から、包括的な質の入園者数の算定対象から除外するものです。このため、除外イベントであっても、開催の許可を受けることは可能です。
198	実施要項・別紙 実施要項p1 1.1.1 対象施設の概要 別紙p22 第1条	<p>(意見) 実施要項では神戸地区の追加開園面積が平成28年6月に41.3ha、平成29年4月に3.9haとなっていますが、別紙資料では平成28年6月に41.3ha、平成29年4月に3.1haと異なります。どちらが正しいのでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 各資料で数値が異なるため。</p>	資料の数値を精査します。
199	実施要項・別紙 P.2 1.1.3入園料 別紙P.31 第13条 別紙P.142 第12条	<p>(意見) 7月に開催される淡路市夏祭り開催日も無料入園日でよろしいでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 別紙P.31では記載がないため。</p>	別紙P31に記載がなかったので修正します。
200	実施要項 P.3 1.1.3 入園料	<p>(意見) 年間パスポートは、両地区共通ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 明確な記載がないため。</p>	年間パスポートは両地区共通です。
201	別紙 p38 共通仕様書第21条	<p>(意見) 積算体系に間接業務費が計上されていませんが、加えるべきではないでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 直接業務費には計上されない様々な間接費が必要であり、一般的な委託業務の積算においても間接業務費が計上されているため。</p>	委託費の積算に当たっては、過年度業務の実績額等を基準として算定しており、直接業務費にて適切に計上されていると考えています。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
202	別紙 P.53 個別仕様書第6条 入園料等の徴収 P.74 第57条 施設の目的 P.171.172.175 個別規定書第3条 運営大賞施設 第6条 利用料金 第8条 駐車場施設に係る管理運営要領の作成 第13条 費用負担	(意見) 別添-59はございますでしょうか。 (意見に対する理由) 添付されていないため。	別添資料を追加します。
203	別紙 p170-175	(意見) 募集資料(収益施設等管理運営規定書)の中に(別添59-「運営方式」参照)と記載されているが別添59が見当たらない。 (意見に対する理由) 収益事業に関する情報を確認したい。	別添資料を追加します。
204	別紙 別紙73	(意見) 利用促進策として隣接施設の巡回バスと連携を図るため、園内用移動施設を園外(白川口交差点)まで運行することは可能ですか？ (意見に対する理由) 来園者の増加に繋がると考えられるため。	委託費を用いて無料で運行する園内移動施設は、開園区域内の運行を考えています。
205	要項 p2	(意見) 年間パスポートは淡路地区、神戸地区共に入園可能と考えてよいのでしょうか。共通かどうかについて、明記したほうがいいのではないのでしょうか。 (意見に対する理由) 要項に記載がされていないため確認させていただきたい。	ご意見のとおり、年間パスポートは両地区共通であることを明記します。
206	実施要項・別紙 実施要項p2 別紙p31	(意見) 要項P2と別紙P31では、無料入園日の記載内容が異なるので、統一していただきたい。 無料入園日の対象について、「原則として、以下のとおり・・・」とあるので、神戸地区においても、淡路市夏まつりと同様のイベントが計画された際、委託者との協議により無料入園日の対象となるのでしょうか。そうであれば、その旨、記載していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) 要項P2と別紙31とでは、淡路市夏まつりの記載の有無が異なる。神戸地区における大規模イベント誘致の条件として神戸市等自治体や企業などに呼びかけることができ、利用者数の確保にもつながるためと考えています。	無料入園日の記載内容を統一します。
207	実施要項 p3	(意見) 「両地区を同日中に利用する場合は、一方の地区の入園料は徴収しない」とあるが、同日ではなく、「同日及びその翌日」のほうが、利用者にとって好ましいと考えますが、いかがでしょうか。 (意見に対する理由) 淡路地区、神戸地区の移動において交通渋滞などで公園利用に時間的制約が生じる。また各地区ともに、1日中楽しめる公園なので、同日に両地区を訪れるという利用は少ないのではないのでしょうか。近隣のウェスティンホテルやしあわせの村での宿泊と合わせた一般利用やツアー企画も考えられることから、多様な企画を提案できるようなルールとしてもらいたいと考えています。	一日当たりの料金として設定しているので、原案のとおりとします。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
208	実施要項 p5	(意見) 「収益施設等管理運営業務と調整する業務については、委託費を充当して差し支えない」とあるが、その業務の具体例をいくつか記載していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) 費用算出に関わるため、具体的な例を示していただきたいと考えます。	例えば、季節の花修景を企画している植物管理業務の担当者が、同時期に予定している自主事業のイベント内容との調整打合せを行う場合、植物管理業務の担当者の人件費に一部収益施設等管理運営業務の予算を充てる必要はなく、すべて委託費を充当する、といった場合です。
209	実施要項 p9 p211-213 p231	(意見) 淡路地区の達成すべき質の根拠であるH24～H26年度の入園者数実績平均値について、除外イベントを差し引いた数値(別紙P211-213)となっており、除外イベントの一覧が、別紙P231に示されているが、H24年度とH25年度の除外イベントも具体的に示してほしい。 (意見に対する理由) 入園者数の算出に必要なため。	除外イベントについて精査します。
210	実施要項 p9	(意見) 達成すべき質について、淡路地区の多様な利用プログラムの開催回数が131回/年となっていますが、約3日に1回利用プログラム実施となっているが、考え方を示していただきたい。淡路地区131回/年と神戸地区20回/年の違いは何か考え方を示していただきたい。 (意見に対する理由) 要項に記載がされていないため確認させていただきたい。	淡路地区については、過去3箇年の実績と同等程度という設定にしており、神戸地区については、各24節気ごとの里山体験メニューの移り変わりにあわせ年間24回(初年度は6月開園なので20回)と設定しているものです。
211	実施要項・別紙 実施要項p9 別紙p211-213 別紙p231-234	(意見) H28～30年の達成すべき質(公園利用者数やマスコミ報道件数、ホームページアクセス数)について、H24-26の実績平均値以上としているが、H26年度の3月には県が実施している花みどりフェア2015の影響により、実績数値がかなり大きく(別紙P211-213、231-234)、3か年の平均値を押し上げています。このような特殊事情は、達成すべき質の算定の際には、反映すべきではないと考えます。 (意見に対する理由) 平成26年度3月の大規模イベントは、5年に1度開催している長期にわたる大規模なイベントで、このような特殊事情によるイベントは、達成すべき包括的な質を算出する際には、除外したほうが適切であると考えます。 【例】現要項(案)での達成すべき質:406千人 ・H24実績:376千人 ・H25実績:343千人 ・H26実績:500千人	平成27年3月についてはご意見のとおり特殊な月ですが、平成26年4月からの淡路海峡大橋の通行料大幅値下げも勘案すると、淡路地区は年間406千人は達成すべき質として適切と考えています。
212	実施要項・別紙 p9 p231	(意見) 公園の包括的な質の評価にふさわしくないイベントとして、別紙P231に「除外イベント」が記載されています。恒例となっている音楽イベントは、若い方たちに国営公園を知ってもらう大変重要なきっかけになっていると思います。今後、利用申請があった場合、国は許可をしないと考えてよいでしょうか。そうであれば、その旨を記載していただけないでしょうか。また、他の国営公園で行われている大規模音楽イベント(ひたち海浜公園のROCK IN JAPAN FESTIVAL、海の中道海浜公園のMUSIC SHOT他の音楽イベント)も同様に「公園の包括的な評価に相応しくないイベント」と位置付けられているのでしょうか。 (意見に対する理由) 大規模音楽イベントは、地域活性化(宿泊施設、飲食店、交通機関など)に大きく寄与する一面があると考えていますが、国が許可をしないのであれば、イベント開催の調整等に係る費用を積算から外す必要があるため。	天候、受託者の関与のない持込イベントなど受託者の責によらない要因により、公園全体の入園者数に大きな影響を及ぼすイベントについて、受託者の公正な評価の観点から、包括的な質の入園者数の算定対象から除外するものであり、除外イベントであっても開催の許可を受けることは可能です。なお、ご意見を踏まえ、音楽イベントは除外イベントとしないことにします。
213	実施要項 p9-11	(意見) 達成すべき包括的な質の指標の一つの四半期毎の「利用者満足度」について、神戸地区は50%であるのに対し、淡路地区は、90%を超える四半期もあるため、もう少し柔軟に設定することはできないのでしょうか。 (意見に対する理由) 包括的な質が確保されていない場合は、改善指示が行われたり、事業者において要因分析を行って業務改善計画書の提出が必要になり、委託費の請求もできないことにつながる重要な指標ですので、統計学的な誤差を含めた目標値を設定すべきと考えます。	淡路地区については過年度の実績を踏まえて設定しており、無理な目標ではないと考えています。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

		ご意見		回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見		
214	実施要項 p9-11	<p>(意見) 神戸地区の達成すべき公園利用者数について、駐車台数や駐車場へのアクセス道路(園路)、交通手段等の条件から、非常に厳しいと思われますが、算出の根拠を示していただきたい。(無料区域がない神戸地区の達成すべき質は、花修景や遊具等がある淡路地区の有料区域のみの公園入園者数より、多い利用者数となっています)</p> <p>(意見に対する理由) 基本方針や仕様書、我々の現時点での提案企画等をもとに概算したところ、神戸地区の公園利用者数の質を達成するのは、難しいと考えているため。</p>		ご意見を踏まえ、目標入園者数の目標の設定について再度検証を行います。
215	実施要項・別紙 実施要項p12 別紙p234	<p>(意見) 要項P12には、「※7:ホームページの総アクセス件数は、全コンテンツへのアクセス件数の合計である。」とあり、別紙P234には、「総アクセス件数は『トップページの訪問数』とする」とあるが、どちらが正しいのでしょうか。また、別紙P234には、「以下のページのカウンタ数(重複は考慮しない) http://www.kkr.mlit.go.jp/akashi/」と記載があるが、独自に事業者がホームページを作成した場合は、どのHPのカウンタが評価対象となるのかを明記していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 本資料には記載されていないため。</p>		カウンタの方法を明記します。
216	実施要項 p16	<p>(意見) 包括的質の確保について、「風水害による長期閉園その他事業者の責に帰すことができない事由」とあるがどんな事由なのか、わかり易く具体例を示していただけませんか。</p> <p>(意見に対する理由) 無料入園日等が荒天の場合、対象になるのではないかと考えているため。</p>		台風により園内施設が被害を受け、修理が完了するまで閉園したような場合等を想定しています。
217	実施要項 p16	<p>(意見) 「事業者は、要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求は出来ない」とあることについて、淡路地区・神戸地区を分けた包括的質が示してあるが、地区別の包括的質の達成で委託費の請求が可能でしょうか。また両区域を合計した包括的質としての考え方はどのようにお考えでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 淡路地区、神戸地区といった性格の異なる公園を管理することから非常に不安があります。</p>		一つの業務であり、地区別に委託費を切り分けて請求を行うことはできません。
218	実施要項 p19	<p>(意見) 施設・物品等の修繕費について淡路・神戸地区の取扱いに違いはないのでしょうか。また、年間修繕費用2,198千円を超えた場合、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 淡路地区は開園より十数年経過しているが、神戸地区は新たに開園するため条件が異なると考えており、委託費の算出に必要なため。</p>		修繕費について、地区別の取扱いに違いはありません。 また、年間修繕費用2,198万円(平成28年度)を超える場合は国が別途工事等を行うことになり、本業務の設計変更ではありません。
219	実施要項 p25	<p>(意見) 企業の業務実績について、2つの法人が植物管理業務を担当する場合、両方の法人が、「1級造園施工管理技士を1名以上有する」必要があるのでしょうか。また、植物管理業務の業務責任者がいない方の法人は、「1級造園施工管理技士」を所有している職員を国営明石海峡公園に勤務させなくても、法人が「1級造園施工管理技士」を有する職員を保有していれば、要件を満たすと考えていいのでしょうか。そうであれば、その旨明記していただけないでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) スタッフの雇用や配置に必要なため。</p>		植物管理業務を担当する法人が2つある場合、両方の法人が1級造園施工管理技士を1名以上有する必要があります。 なお、実施要項に記載の通り、本業務では1級造園施工管理技士を所有する植物管理業務の業務責任者を1名配置することを要件としており、当該業務責任者は、原則、実施期間中専任とする必要があります。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
220	実施要項 p27,28	<p>(意見) 「業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させる」との記載があるが、配置すべき「業務に精通した者」の人数が不明確です。明記していただけないでしょうか。「業務に精通した者」の配置人数は1名に限定しなくてもよいという理解でよいでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 各業務においては、相当な業務量が想定されることから、その遂行に当たっては、各業務責任者の指揮のもと、各業務の範囲内で担当毎に役割分担し、担当外の業務であっても、各業務の範囲内において相互に情報共有しながら円滑な利用者対応を行うことが合理的な業務の実施体制であると考えられます。このため、業務に精通した者は、複数いたほうが適切な公園運営が図れると思います。</p>	<p>業務責任者が勤務しない場合の、業務に精通した者の人数については指定をしておらず、複数人の配置を妨げるものではございません。</p>
221	実施要項 p27,28	<p>(意見) 「業務全体のマネジメント及び企画立案業務」について、「業務全体のマネジメント業務」と「企画立案業務」に分割すべきではないか。仮に分割が不可であるとしても、効率的な業務執行の観点から、企画立案業務の実施について、担当課長を置き、業務の遂行に当たることは問題ないでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 神戸市域の「神戸地区」が追加開園され、業務規模が拡大するとともに、離れた2地区での運営となることから、業務を円滑に遂行する上で必要と考えるため。また、分割が不可であるとしても、企画立案業務については、その業務内容が非常に多岐に亘るため、業務全体のマネジメント及び企画立案業務責任者以外に、担当課長を置いて業務を遂行すること等が一定水準の利用者サービスを確保するために必要ではないかと考えるため。</p>	<p>本業務では「業務全体のマネジメント及び企画立案業務」を分割しないこととします。 また、当該業務の業務責任者を配置すれば、担当課長を置くことは問題ありません。</p>
222	別紙・別添 別紙p3,5 別紙 p133,p170 別添p50 p51	<p>(意見) 以下の項目について、記載の数字が現状と異なるため、確認をお願いいたします。</p> <p>【別紙P3】海のテラスの管理許可分と委託分の面積 【別紙P5】海岸南駐車場の普通車の駐車台数 【別紙P133】船着場売店の面積 【別紙P170】海岸南駐車場・淡路口駐車場の普通車台数 【別添P50】海のテラスの管理許可分と委託分の面積 【別添P50】船着場の管理許可分と委託分の面積 【別添P51】・海岸南駐車場の普通車台数・船着場売店の面積・売店(東浦口ゲート棟)の面積</p> <p>(意見に対する理由) 現状は、以下のとおりと思われます。</p> <p>【別紙P3】管理許可分1.6㎡、委託分640.6㎡(自販機2台分のみ) 【別紙P5】154台 【別紙P133】 249.0㎡ 【別紙P170】海岸南駐車場158台、淡路口駐車場240台 【別添P50】海のテラス:管理許可分1.6㎡、委託分640.6㎡ 【別添P50】船着場:管理許可分249.9㎡、委託分0.0㎡ 【別添P51】・海岸南駐車場:154台・船着場売店:249.0㎡・売店(東浦口ゲート棟):48.7㎡</p>	<p>ご指摘の各資料の数値について精査します。</p>
223	別紙 p19	<p>(意見) 以下の資料は、申請書類提出前に、どのように閲覧できるか、明記していただきたい。 「耕作楽園地区管理手法計画資料」 「神戸地区管理手法計画資料」</p> <p>(意見に対する理由) 内容を事前に確認したいが、資料の閲覧方法に記載されていないため。</p>	<p>閲覧方法を明記します。</p>

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見			回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
224	別紙 p22	(意見) 「本公園は、平成28年4月現在、計画面積(96.1ha)の約41%となる39.5haが開園している。」とあるが、「本公園の淡路地区は、・・・」の間違いでないでしょうか。 (意見に対する理由) 記載内容の訂正の必要があると思われるため。	ご意見のとおり修正します。
225	別紙 p24	(意見) スタッフの定義の中に、「その他関係従事者」とあるが、具体的には、どの範囲までを関係者とするのか曖昧なため、具体例を記載していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) ボランティアや市民活動団体とともにプログラムを実施する際はスタッフとしてカウントするのか確認したいため。	ボランティアや市民団体も、スタッフの一員と考えています。
226	別紙 p32	(意見) 淡路地区の隣接施設である淡路夢舞台、兵庫県立淡路島公園、しあわせの村、しあわせの森となっているが淡路地区に隣接していない施設が含まれています。 (意見に対する理由) しあわせの村、しあわせの森は神戸地区に隣接している。	ご指摘をふまえ「淡路地区の」を削除します。
227	別紙 p36	(意見) 電子納品に関する各種ガイドライン等は、どのようにして閲覧できるのか、記載していただきたい。 (意見に対する理由) 本資料には記載されていないため。	閲覧方法を明記します。
228	別紙 p39	(意見) 「アイガモを常に清潔な姿で飼育して公園利用者の鑑賞に供する」とあるが、どのように供するのか、飼育施設や飼育方法、野生のアイガモが紛れ込んだ際の対応などを具体的に記載していただきたい。 (意見に対する理由) どの程度汚れている状態を清潔でないと考えているのか、野生のアイガモとも個体識別は可能か、アイガモが飼育してあるなら家禽であり放鳥は違反とならないか、バードゲージ等が必要と思われるが施設としてあるのか、家禽なら機関に届け出など必要でないか、アイガモ数を維持する必要があるのか、委託費を用いてもいいのか、などについて知りたいため。	アイガモ(5~10羽程度)を公園の景観の要素として園内に取り入れているものであり、公園利用者が写真撮影や鑑賞をすることができるよう、管理を行うことを想定しています。
229	別紙 p39	(意見) 「鳥インフルエンザ発生対応マニュアルを作成」とありますが、他のマニュアルは、委託者が作成し、要項に示されていますので、同様にすべきではないでしょうか。 また、「鳥インフルエンザが確認された場合は迅速にアイガモの保護を行い」とあるが、的確かつ迅速な捕獲方法及び、隔離場所(バードゲージ)等を明記していただきたい。 (意見に対する理由) 記載されていないため。	原案のとおり事業者において国と調整しながら作成することとします。
230	別紙・別添 p39 p90	(意見) 「災害対策部運営計画」について、別添には、表紙しかないが、どのように閲覧できるのか、明記していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) 本資料には記載されていないため。	閲覧方法を明記します。
231	別紙 p41	(意見) 「災害防止には、緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)が防災拠点として本公園を使用する場合を含む」とあるが、具体的に示していただきたい。 (意見に対する理由) 本資料には記載されていないため。	国土交通省の緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)が当公園の広場や駐車場を使用する場合を想定しています。規模や期間については、発生した災害の規模等により様々であり、災害時対応として臨機な措置が必要と考えています。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見		回答	
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
232	別紙 p57	<p>(意見) 「事業者は、学校等団体利用や持込みの行催事の積極的な誘致を図る」ことについて、誘致される側に何か特典があるのでしょうか。入園料や別途何か免除規定があるのでしょうか。そうであれば、その旨記載していただけないでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 誘致しても特典がないのであれば、なぜ積極的な誘致が必要なのか理由を知りたいため。</p>	<p>団体利用や持込み行催事により、より多くの利用者に公園を利用してもらうことができ、また、学校行事や行催事等をきっかけに来園された方にも公園の魅力を知り満足してもらうことで、公園の整備効果が高まるものと考えています。</p>
233	別紙・別添 別紙p63 別添p128	<p>(意見) 「その他、ボランティア活動や市民団体活動の実施に必要であるとする支援」について、実施に必要であるとする支援とは何かを、具体的に示していただきたい。淡路地区では、別添P128第15条に交通費は支給しないとあるが理由を記載していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) ボランティアとともに利用プログラムを実施する際、その条件をボランティアに説明する必要があるため。 また、淡路島外からのボランティアが多く、明石海峡大橋の通行料は、ボランティア活動の大きな障壁となることから、ボランティア活動活性化のためには、交通費支給が有効だと思われるので、見直される方がよいと思います。なお、見直しがない場合は、理由を記載していただけないでしょうか。</p>	<p>国が各種会議等でボランティア活動状況の広報を行うことなどが考えられます。 別添P128については内容を精査します。</p>
234	別紙 p67,84	<p>(意見) 多くの利用者が予測される施設として灘川が記載されていますが、灘川の管理責任者は誰か明記していただけないでしょうか。 また、灘川に関する維持管理業務が色々と記載されていますが、その業務に関して、灘川の管理責任者との覚書等があれば、明記していただけないでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 灘川の管理責任等について、不明瞭なため。</p>	<p>灘川の管理に関する協定書の内容が分かるように追記します。</p>
235	別紙 p68, p238以降	<p>(意見) 記載のある貸し出し物品等は、近畿地方整備局ですべて備品等として用意してあるのでしょうか。保管場所や貸出方法なども記載していただきたい。</p> <p>(意見に対する理由) 別紙P238以降の備品等の一覧に、シルバーカーの記載を見つけることができなかったため。</p>	<p>貸し出し物品の記載を精査します。</p>
236	別紙 p71	<p>(意見) 「時間外巡視」とあるが、頻度等の詳細を具体的に明記していただけないでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) スタッフの配置や業務内容に関連するため。</p>	<p>時間外巡視は、夏休み中など、不法侵入者が懸念される期間に数回行うことが想定されますが、事業者が必要に応じて行うこととなります。</p>
237	別紙 p83	<p>(意見) 消防設備維持修繕等には、年2回の法定点検は含まれているのか、明記していただけないでしょうか。</p> <p>(意見に対する理由) 本資料には記載されていないため。</p>	<p>法定点検は、別途国において実施します。</p>
238	別紙 p100	<p>(意見) 園路・広場の舗装部分の定期清掃の清掃内容が現状と大きく異なるため、確認をお願いいたします。</p> <p>(意見に対する理由) 現在は、路面の劣化を防ぐため、路面清掃車を用いた清掃は行っていません。 また、高圧洗浄も必要に応じて行うもので、回数が多すぎると思われるため、規定する必要はないと思われれます。 場所によっては表層の劣化が進むと思われれますが、いかがでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、清掃の内容を精査します。</p>

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見			回答	
NO	要項案における該当箇所		ご意見	
239	別紙	p144	<p>(意見) 神戸地区の臨時駐車場について、月毎の施設使用料の記載がありますが、月数日の利用が見込まれる程度ですので、実績に応じた日割りでの清算は可能でしょうか。そうであれば、その旨、明記していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) 通常は利用しないが、イベント時等、一時的に利用する場合があるため。</p>	事後精算はできませんが、使用する期間だけの日割り計算で使用料を納付していただきます。
240	別紙	p231	<p>(意見) 除外イベントの開催について、地元・地域からの開催要望が多いイベントであっても、除外となるのでしょうか。地元・地域によるイベントの判断基準について、記載していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) 維持管理運営において、地域連携は重要であると考えため。</p>	除外イベントは、天候、受託者の関与のない持込イベントなど受託者の責によらない要因により、公園全体の入園者数に大きな影響を及ぼすイベントであり、受託者の公正な評価の観点から、包括的な質の入園者数の算定対象から除外するものです。このため、除外イベントであっても、開催の許可を受けることは可能です。
241	別紙	p405 p406	<p>(意見) 企業や業務責任者の業務実績に添付する「面積、植栽地の存在が分かる資料」や「実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等」について、同じ資料を別の業務責任者等の業務実績に添付する場合、同じものを印刷して再掲せず、参照先を記載するのみでもよいでしょうか。そうであれば、その旨明記していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) 煩雑な作業を避け、効率的に資料作成と資料確認が実施できるようにしたいと考えています。また、紙資源の節約にもつながります。</p>	業務責任者ごとに必要な書類の添付が必要です。
242	別紙	p406	<p>(意見) 「特定しない」とは、意味が分からないのですが、別の表現にできないでしょうか。 (意見に対する理由) 意味が分からないため。</p>	事業者として特定されず失格になるとの意味であり、原案のとおりとします。
243	別紙	p425	<p>(意見) ※6「役員」に、財団法人の評議員については、記載する必要はあるのでしょうか。その場合、その旨、記載していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) 本資料には記載されていないため。</p>	一般財団法人の評議員は記載不要です。
244	別紙	p429	<p>(意見) 「公園利用者数【数値目標】」の表中の、淡路地区と神戸地区の間に、罫線がないが、各年の利用者数の欄の上端に淡路地区、下端に神戸地区を記載すると考えてよいのか。また、4年目は記載する必要はないと考えてよいでしょうか。その場合、その旨、記載していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) 本資料には記載されていないため。</p>	様式の罫線を精査して記載する内容が分かるようにします。
245	別紙	p430	<p>(意見) 利用満足度の数値目標を記入する表の位置が、淡路地区、神戸地区で、異なる場所にあるが、正しいのでしょうか。別添P431の植物管理に関する提案のように、各地区に関する具体的な記載方法についての制約はないのでしょうか。その場合、その旨、記載していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) 本資料には記載されていないため。</p>	様式を精査して記載する内容が分かるようにします。
246	別紙	p439 p441	<p>(意見) 収益施設の運営に関する提案について、企画提案項目が4つまでしか記載されていないが、5つ目を提案した場合、加点評価対象となるのでしょうか。その場合、その旨、記載していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) P441の注意事項3.では、各企画提案の項目数は最大5項目とあるため。</p>	様式を精査して記載する内容や加点対象かどうか分かるようにします。

「国営明石海峡公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見

ご意見			回答
NO	要項案における該当箇所	ご意見	
247	別紙 p443-p451	(意見) 「収益施設管理運営計画書」には、申請書類や企画書のように、別添の注意事項はないのでしょうか。 また、別紙P445-451に、「A4版2枚」と記載があるが、企画書同様「A4版2頁で片面白黒印刷」と考えてよいでしょうか。 (意見に対する理由) 本資料には記載されていないため。	別添はありません。また、A4版2枚はご意見のとおりです。
248	別添 全般	(意見) 遊びの森駐車場について、一覧表や地図など、表記がある場所とない場所があるが、統一していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) 本資料には記載されていないため。	表記を統一します。
249	別添 p21	(意見) 凡例で色分けされているが、図に表記されていないので、記載をお願いいたします。 (意見に対する理由) 本資料には記載されていないため。	記載を精査します。
250	別添 p121-p132	(意見) 林地管理は、ボランティアでも活動されていますが、今後もボランティアの作業協力を得て、管理水準を達成するという点でよろしいでしょうか。その場合、その旨記載していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) スタッフの配置や業務内容に関連するため。	現在、すでに園内で活動している市民団体については、開園後は運営維持管理業務事業者の一元的な運営管理の中で、不特定多数のお客様を対象にした活動となることを説明しており、市民団体の協力を得て管理水準を達成していくこととなります。
251	別添 p125-p132	(意見) 別添125「〇〇ボランティア」活動規約(ひな形)と別添129「〇〇の会(市民団体名)」活動規約(ひな形)とありますが、ボランティア活動と市民団体名活動の違いがあるのでしょうか。淡路地区と神戸地区で違いがあるのか等、考え方を具体的に示していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) 本資料には記載されていないため。	ボランティアと市民団体の活動の違いなど、ご指摘の資料について精査します。
252	別添 p254	(意見) 公園管理組織図について、案や具体例という記載がないが、どのような位置づけかを、具体的に記載していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) 案でなければ、それに合わせた組織体制にする必要があるため。	参考資料であることが分かるように明記します。
253	別添 全般	(意見) 神戸地区の田・畑等の地目は、何になっているのか記載していただけないでしょうか。 (意見に対する理由) 収穫物の取扱いに関わるため。	不動産登記上の地目としては、田、畑以外に雑種地、山林、原野、溜池、宅地等の地目になっています。